

# 西之表市水産業振興計画 (素案)

未来に向けて「好転する水産」

～夢膨らむ持続可能な水産業を目指して～

令和〇年〇月  
西之表市



# 目次

---

<b>1章. はじめに</b> .....	<b>1</b>
1.1 計画策定の趣旨 .....	1
1.2 計画の位置づけ・計画期間.....	1
<b>2章. 水産業を取り巻く情勢</b> .....	<b>2</b>
2.1 国内外の情勢の変化 .....	2
2.2 関連計画 .....	12
2.3 市の現状と課題 .....	15
<b>3章. 基本理念と目標</b> .....	<b>26</b>
3.1 基本理念 .....	26
3.2 目標 .....	26
<b>4章. 施策体系</b> .....	<b>27</b>
4.1 基本方針 .....	27
4.2 施策の体系図 .....	28
4.3 基本施策及び基本事業.....	29
4.4 リーディングプロジェクト .....	35
<b>5章. ロードマップと推進体制</b> .....	<b>36</b>



# 1章はじめに

## 1.1 計画策定の趣旨

本市の水産業は、漁船漁業が主体ですが、規模が零細で高齢化が進んでおり、担い手不足が深刻な問題となっています。また、気候変動に伴う自然環境の変化により漁業生産量が減少傾向にあり、藻場の減少による資源状況の悪化や魚価の低迷、魚離れによる魚の消費量の減少など、水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。さらに、燃料代などの操業経費の高騰や共同利用施設の費用負担なども加わり、漁業者の経営は難しい状況が続いています。

一方、第6次西之表市長期振興計画では、「水産業の振興」において水産業者の「所得を増やす」「担い手（新規就業者数）を増やす」を目標として関連する施策を展開してきました。この計画期間は令和7年度が最終年度であり、令和8年度からは第7次西之表市長期振興計画がスタートすることとなっています。

そこで、社会情勢や自然環境の変化、本市水産業を取り巻く課題等を踏まえた水産業分野の実践的な計画として、新たに「西之表市水産業振興計画」（以下「本振興計画」という。）を策定します。

## 1.2 計画の位置づけ・計画期間

本振興計画は、市の最上位計画である「第7次西之表市長期振興計画」の水産業分野における施策の個別計画として定めるものです。また、重点施策については、必要に応じてリーディングプロジェクトを立ち上げ、西之表港の港湾計画や市のまちづくり計画等とも関連して個別に対応します。

なお、本振興計画は、施策の進捗状況や、本市の水産業を取り巻く情勢の変化に応じて柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間です。

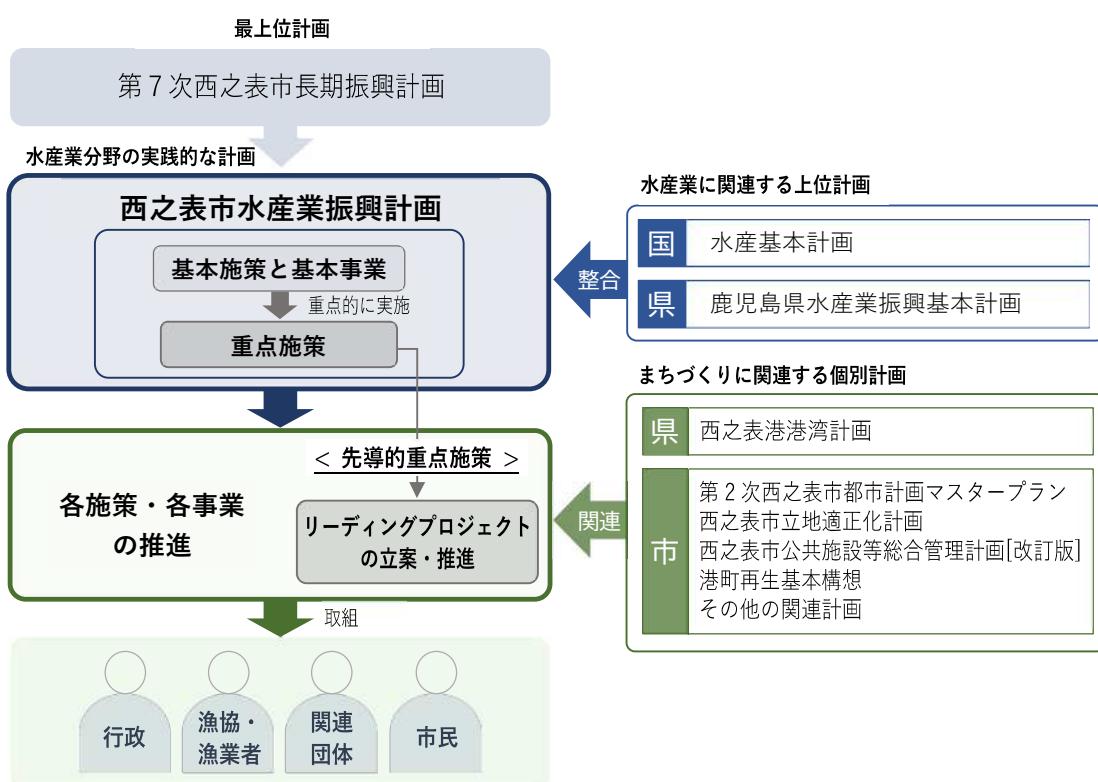


図 1-1 本計画の位置づけ

## 2章.水産業を取り巻く情勢

水産業に関する国内外の情勢の変化を整理しました。世界と国内については、水産庁の「水産白書」等に基づき、県内については、鹿児島県の統計情報に基づきとりまとめを行っています。

### 2.1 国内外の情勢の変化

#### (1) [世界] 資源管理に関する国際情勢

海洋法に関する国際連合条約では、沿岸国及び高度回遊性魚種を漁獲する国は、当該資源の保存及び利用のため、EEZ（排他的経済水域）の内外を問わず地域漁業管理機関を通じて協力することを定めています。地域漁業管理機関と管理水域等は表 2-1 に示すとおりです。

表 2-1 地域漁業管理機関と管理水域等

地域漁業管理機関	管理水域等	我が国の操業状況※
WCPFC	中西部太平洋 カツオ・マグロ類	かつお・まぐろ漁船（はえ縄、一本釣り、海外まき網）約 400 隻のほか、沿岸はえ縄漁船、まき網漁船、一本釣り漁船、流し網漁船、定置網、ひき縄漁船等
IATTC	東部太平洋 カツオ・マグロ類	まぐろはえ縄漁船約 30 隻
ICCAT	大西洋 カツオ・マグロ類	まぐろはえ縄漁船約 70 隻
IOTC	インド洋 カツオ・マグロ類	かつお・まぐろ漁船（はえ縄）約 50 隻
CCSBT	南半球 ミナミマグロ類	まぐろはえ縄漁船約 80 隻
NPFC	北太平洋の公海 サンマ、マサバ、クサカリツボ ダイ等	（記載なし）

（※我が国の操業状況：水産庁「令和 6 年度 水産白書」p168～p172 から抜粋）

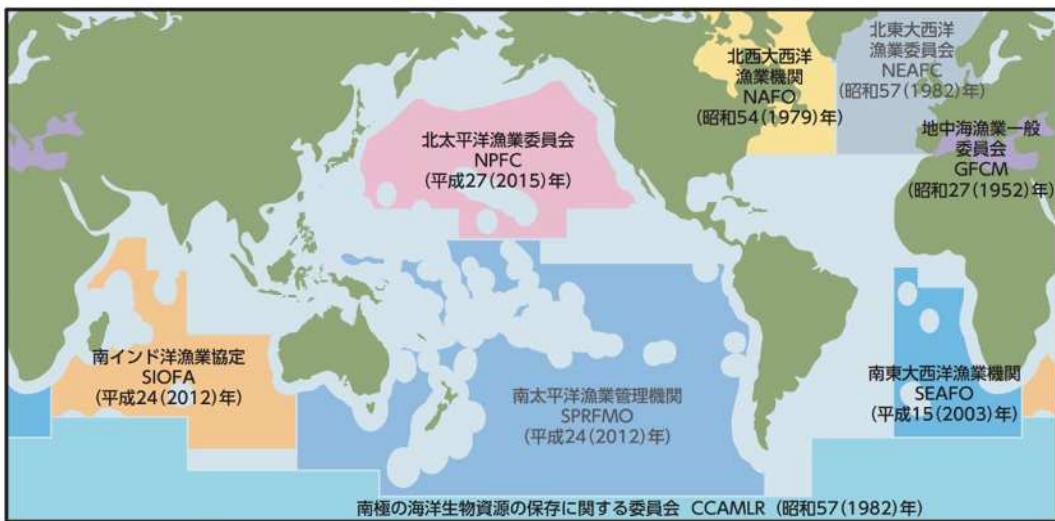
この資源管理の取組の結果、太平洋クロマグロの親魚資源量は回復傾向にあり、令和 6（2024）年の WCPFC 年次会合では、北小委員会が勧告した小型魚 10%、大型魚 50% の増枠を基本とする措置が採択されています。これにより、令和 7（2025）年以降、小型魚の漁獲上限は 5,125t、大型魚の漁獲上限は 11,869t に増枠され、我が国の漁獲上限は、小型魚は 4,407t（400t 増枠）、大型魚は 8,421t（2,807t 増枠）となっています。地域漁業管理機関と対象水域は図 2-1 と図 2-2 に示すとおりです。



注：（ ）は条約発効年。

図 2-1 カツオ・マグロ類を管理する地域漁業管理機関と対象水域

出典：水産庁「令和 6 年度 水産白書」図表 4-9



注：1) 我が国はSPRFMO及びNEAFCには未加盟。GFCMについては令和2（2020）年に脱退。  
2) ( ) は条約発効年。

図 2-2 NPFC 等のカツオ・マグロ類以外の資源を管理する主な地域漁業管理機関と対象水域

出典：水産庁「令和 6 年度 水産白書」図表 4-12

### 持続可能な開発目標（SDGs）

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）（SDGs）」とは、世界の人口の爆発的な増加、エネルギー・食料資源の需給の逼迫（ひっぱく）、地球温暖化など世界規模での環境悪化が懸念される中で、令和 12（2030）年を期限として、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標です。

SDGs は、17 の目標とその課題ごとに設定された 169 のターゲット（達成基準）から構成され、「誰一人取り残さない」ことを強調しています。

本市の第 6 次長期振興計画が目指す「人・自然・文化一島の宝が育つまち」や 4 つのまちづくりの基本政策は、SDGs と重なるものであり、長期振興計画を推進することは、SDGs の達成に寄与するものと位置付けられています。

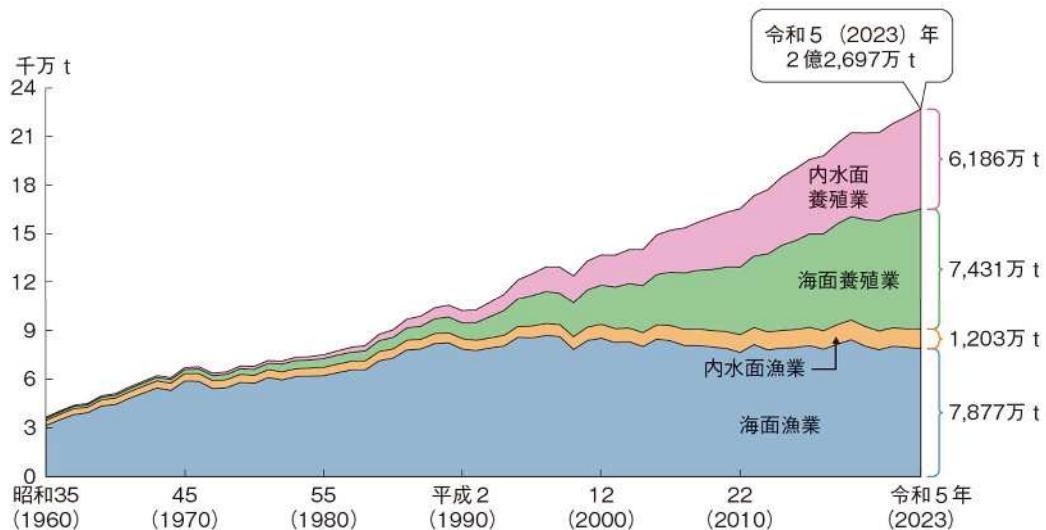
漁業に関する目標としては、「14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」があり、その達成目標（ターゲット）は、海洋汚染の防止や生態系の回復、海洋酸性化への対処、水産資源の管理計画の実施、科学情報に基づく沿岸域と海域の保全、開発途上国及び後発開発途上国への支援等などで構成されています。



## (2) [世界] 漁業と養殖業の生産量、漁獲量

世界の漁業・養殖業の生産量の推移は図 2-3 に示すとおりであり、増加を続けています。このうち漁業の漁獲量は、1980 年代後半以降横ばい傾向です。

一方、養殖業の生産量は急激に伸びています。

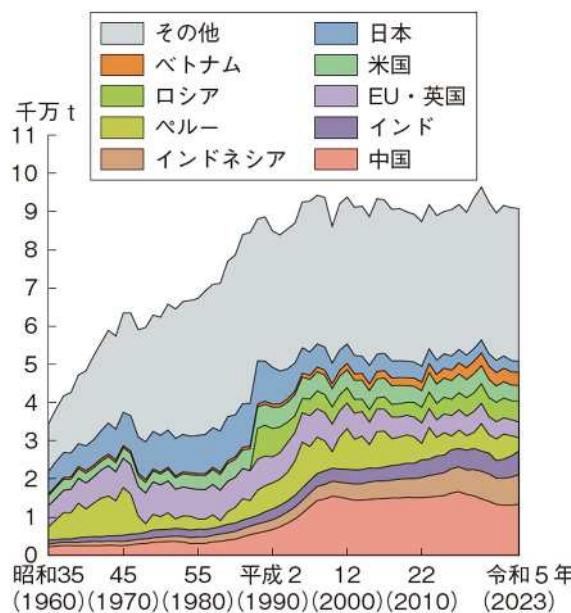


資料：FAO「Fishstat (Global capture production, Global aquaculture production)」（日本以外）及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」（日本）に基づき水産庁で作成

図 2-3 世界の漁業・養殖業の生産量の推移

出典：水産庁「令和 6 年度 水産白書」図表 4-1

国別漁獲量の推移は図 2-4 に示すとおりであり、EU・英国、米国、我が国等の先進国・地域は、過去 20 年ほどの間、おおむね横ばいから減少傾向で推移しているのに対し、インドネシア、ベトナムといったアジアの新興国をはじめとする開発途上国の漁獲量が増大しており、中国が 1,336 万トンで世界の 15% を占めています。



資料：FAO「Fishstat (Global capture production)」（日本以外）及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」（日本）に基づき水産庁で作成

図 2-4 世界の漁業の国別漁獲量の推移

出典：水産庁「令和 6 年度 水産白書」図表 4-2

### (3) [世界] 水産物の消費量

欧米での健康志向の高まりや中国やインドネシア等の新興国の経済発展により、国外での食用魚介類の消費量は年々増加していますが、国内では減少傾向にあります。

我が国の水産物消費量は図2-5に示すとおりであり、国内の魚介類の1人1年当たりの消費量は、平成23年以降、肉類を下回っている状況です。

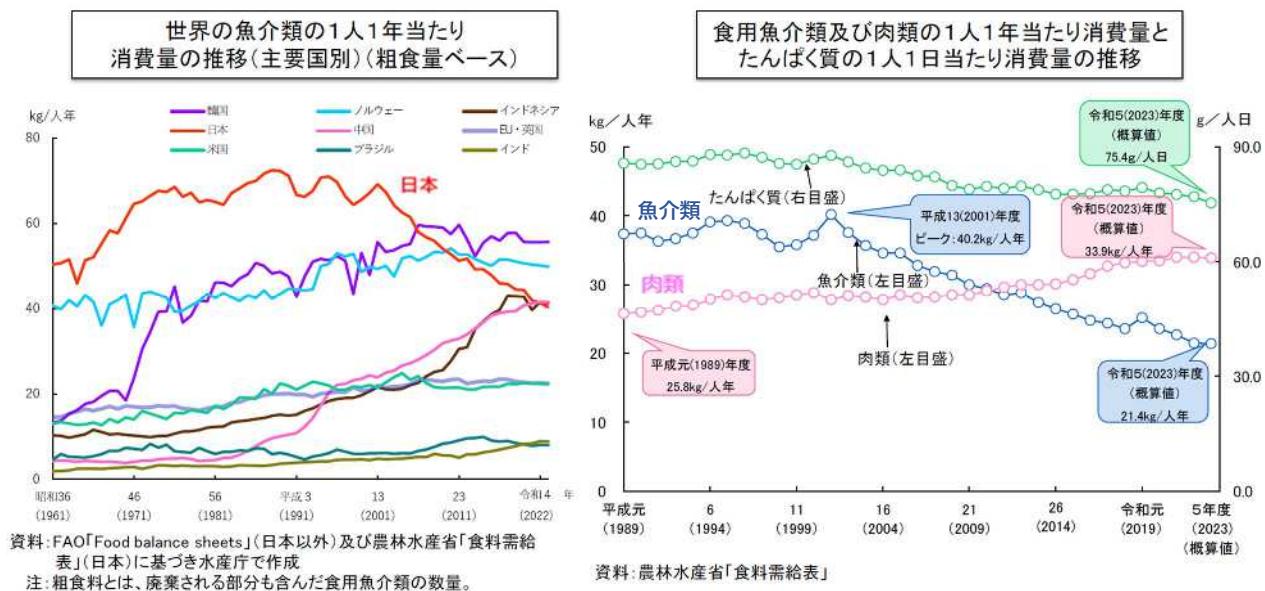


図 2-5 我が国の水産物消費

水産庁「水産をめぐる事情について」（令和7年7月）p4 に一部加筆して作成

#### (4) [国内] 漁業法改正による資源管理

国の水産政策の柱となる漁業法が70年ぶりに改正され、令和2年12月に施行されています。改正漁業法に基づき大きく変わった項目は「資源管理」、「海面利用制度」、「密漁対策」です。

この内、改正漁業法に基づく資源管理の流れは図2-6に示すとおりであり、農林水産大臣は、資源評価を行うために必要な情報を収集するための【資源調査】を行うこととしています。また、この結果等に基づき、最新の科学的知見を踏まえて、全ての有用水産資源について【資源評価】を行い、行政機関に対して、【資源管理目標】を説明することとされています。

一方、鹿児島県では、改正漁業法に基づき、鹿児島県資源管理方針を定めています。



図2-6 改正漁業法に基づく資源管理の流れ

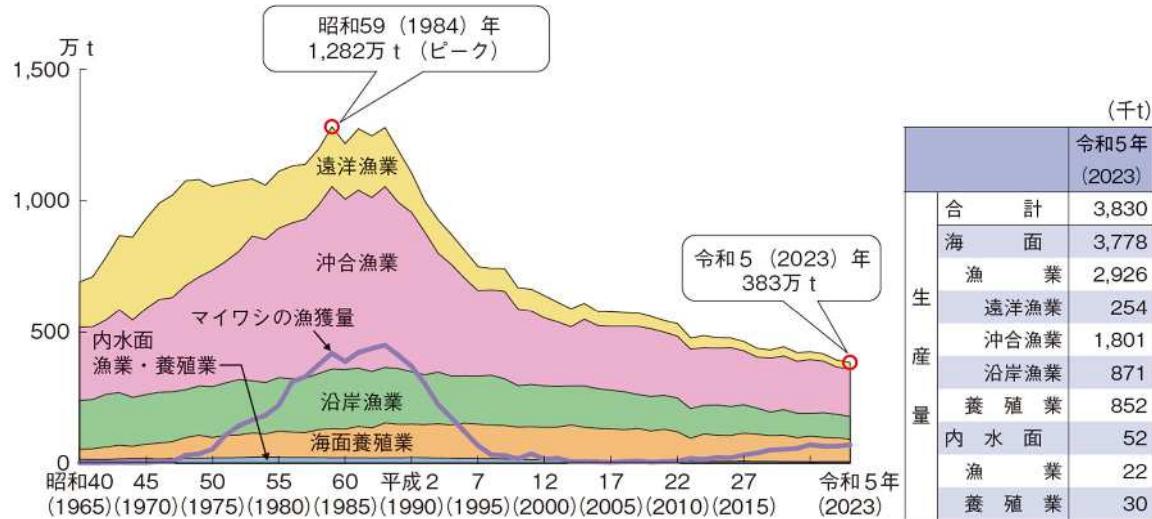
出典：水産庁「改正漁業法に基づく資源管理について」（令和6年4月）

#### 用語の説明

MSY	<p>”Maximum Sustainable Yield“の略（最大持続生産量）</p> <p>現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量のことです。現在及び合理的に予測される将来の自然的条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値を示しています。</p>
TAC	<p>”Total Allowable Catch“の略（漁獲可能量）</p> <p>TAC制度は、魚種別に1年間の漁獲量を漁獲可能量（TAC）としてあらかじめ定め、漁業の管理主体である国及び都道府県ごとに割り当て、それぞれの管理主体が、漁業者の報告を基に割当量の範囲内に漁獲量を収めるよう漁業を管理する制度です。</p>
IQ	<p>”Individual Quota“の略（個別漁獲割当）</p> <p>特定の水産資源を採捕する者に対して、船舶等ごとに、管理区分ごとの数量の範囲内で特定の水産資源を採捕することができる数量を割り当てることです。</p>

## (5) [国内] 漁業と養殖業の生産量

国内の漁業・養殖業の生産量の推移は図2-7に示すとおりであり、漁業と養殖業を合わせた生産量は昭和59（1984）年にピークに達し、その後、マイワシの漁獲量の減少などにより平成7（1995）年頃にかけて急速に減少しています。その後も漁業就業者や漁船の減少等に伴う生産体制の脆弱化に加え、海洋環境の変化や水産資源の減少等により、緩やかな減少傾向が続いています。



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

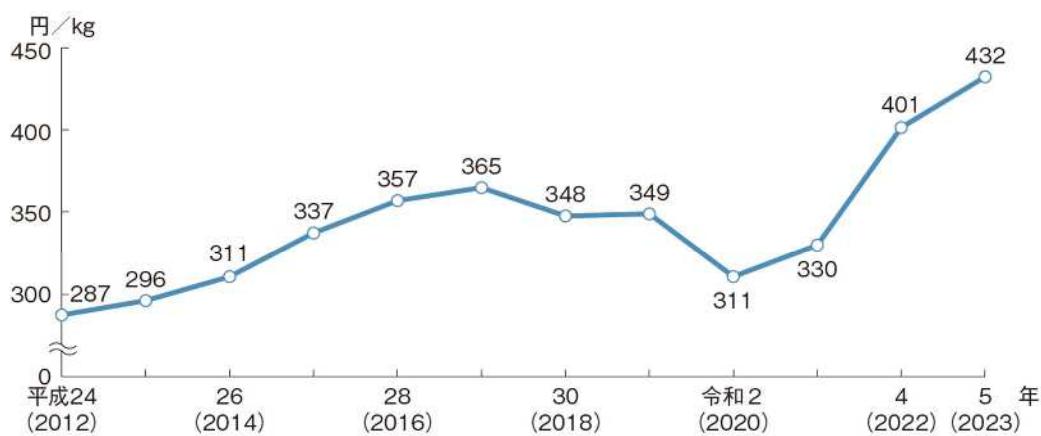
注：漁業・養殖業の生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は、平成19（2007）年以降漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19（2007）～22（2010）年までの数値は推計値であり、平成23（2011）年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

図2-7 国内の漁業・養殖業の生産量の推移

出典：水産庁「令和6年度 水産白書」図表2-1

## (6) [国内] 平均産地価格

水産物の価格は、資源の変動や気象状況等による各魚種の生産状況、国内外の需要の動向等、様々な要因の影響を複合的に受けて変動しています。国内の漁業・養殖業の平均産地価格の推移は図2-8に示すとおりであり、近年の平均産地価格は、平成29（2017）年以降に下降傾向となりましたが、令和3（2021）年から上昇傾向にあります。



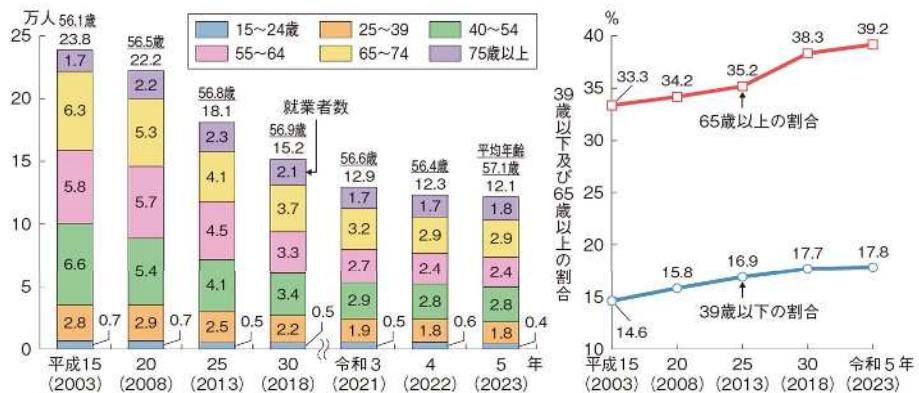
資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」及び「漁業産出額」に基づき水産庁で作成  
注：漁業・養殖業の産出額（捕鯨業を除く）を生産量で除して求めた。

図2-8 国内の漁業・養殖業の平均産地価格の推移

出典：水産庁「令和6年度 水産白書」図表2-5

## (7) [国内] 漁業就業者数

国内の漁業就業者数の推移は図2-9に示すとおり減少傾向にあり、漁業就業者全体に占める65歳以上の割合は増加傾向となっています。また、一方で39歳以下の割合も近年増加傾向となっています。令和5(2023)年の平均年齢は57.1歳、高齢化率は39.2%であり、漁業就業者数は高齢者の退職により今後も減少が続くことが想定されています。



資料：農林水産省「漁業センサス」（平成15（2003）、20（2008）、25（2013）、30（2018）及び令和5（2023）年）及び「漁業構造動態調査」（令和3（2021）及び4（2022）年）

注：1)「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。

2) 平成20（2008）年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまででは含まれなかった非沿海市区町村に居住している者を含んでおり、平成15（2003）年とは連続しない。

3) 平均年齢は、「漁業構造動態調査」及び「漁業センサス」より各階層の中位数（75歳以上の階層については80を使用。）を用いた推計値。

図2-9 国内の漁業就業者数の推移

出典：水産庁「令和6年度 水産白書」図表2-19

## (8) [国内] 燃油・配合飼料・輸入魚粉価格

国内の燃油・配合飼料・輸入魚粉価格の推移は図2-10に示すとおりです。

世界的な経済活動の変動や国際紛争、産油量の減産、急激な円安等により、燃油価格の上昇傾向が続いている。また、魚粉生産国での不漁、世界における魚粉需要の増大などにより、配合飼料と輸入魚粉価格も上昇傾向で推移しています。このような中、政府は漁業者・養殖業者と国が拠出する漁業経営セーフティーネット構築事業により補填金を交付し、漁業経営への影響緩和を図っています。

燃油価格

配合飼料・輸入魚粉価格

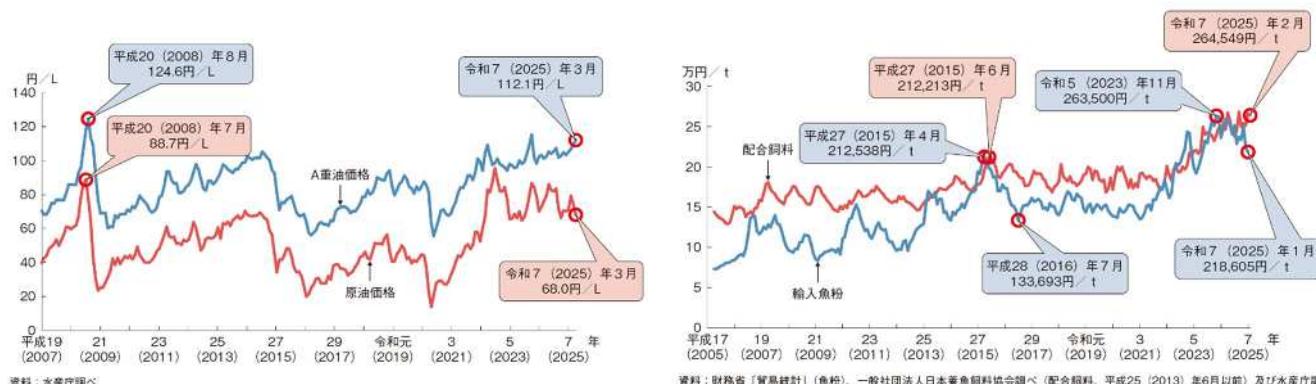


図2-10 国内の燃油・配合飼料・輸入魚粉価格の推移

出典：水産庁「令和6年度 水産白書」図表2-14（燃油価格）、図表2-17（配合飼料・輸入魚粉価格）

## (9) [県内] 鹿児島県資源管理方針

鹿児島県は、漁業法に基づく鹿児島県資源管理方針を定期的に改正し公表しています。当該方針では、県が管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うこととしており、特定水産資源ごとに(1)水域、(2)対象とする漁業、(3)漁獲可能期間などを定めています。

## (10) [県内] 漁業の主要指標

鹿児島県では、黒潮の恵みを受け、沿岸・沖合域での多様な漁船漁業や湾と入り江の静穏な海域での養殖業、世界の海を漁場とする遠洋カツオ・マグロ漁業などが営まれています。

令和5年における鹿児島県の漁業の主要指標は表2-2に示すとおりです。

水産業の全国順位は、漁業生産量が12位、漁業産出額が5位であり、海面漁業の生産量ではミナミマグロが3位、海面養殖業ではブリとカンパチが1位、内水面養殖業ではウナギが1位、水産加工品の生産量ではカツオ節が1位など、本県の水産業は全国でも主要な位置を占めています。

表2-2 鹿児島県の漁業の主要指標

項目	鹿児島県 (R5)	全国 (R5)	鹿児島県の地位	
			占有率	順位
海面漁業 ・養殖業	生産量（トン）	90,851	3,777,920	2.4%
	産出額（百万円）	76,782	1,524,104	5.0%
	漁獲量（トン）	45,724	2,926,411	1.6%
	産出額（百万円）	20,149	951,040	2.1%
	全国 上位魚種 (トン)	ミナミマグロ	1,143	6,216
		ピンナガ	2,495	38,149
		メバチ	2,971	28,327
		ウルメイワシ	3,242	88,973
		アジ類	3,436	112,290
内訳	収穫量（トン）	45,127	851,509	5.3%
		56,634	573,064	9.9%
	全国 上位魚種 (トン)	ブリ	23,977	94,646
		カンパチ	14,803	24,658
		クロマグロ	1,848	16,200
		ヒラメ	278	1,722
		ケルマエビ	267	1,332
内水面 養殖業	収穫量（トン）	ウナギ	7,852	42.8%
		全体	7,966	26.3%
水産加工品	生産量（トン）	カツオ節	18,980	74.2%
		塩干品	3,291	3.4%

鹿児島県「水産業振興施策の概要」（令和7年度）p2～p3のデータに基づき作成  
元データの出典：令和5年海面漁業生産統計調査、内水面漁業生産統計調査、水産加工統計調査

## (11) [県内] 漁業生産量と漁業生産額

県内の漁業生産量と漁業生産額の推移は図 2-11 に示すとおりであり、漁業生産量では、国際的な資源管理の強化や世界の漁獲能力増大による資源状況の悪化なども要因となって、漁船漁業が平成 25 年以降に半減しています。

一方、漁業生産額は大きな変動は見られないものの、漁船漁業でやや減少傾向にあります。

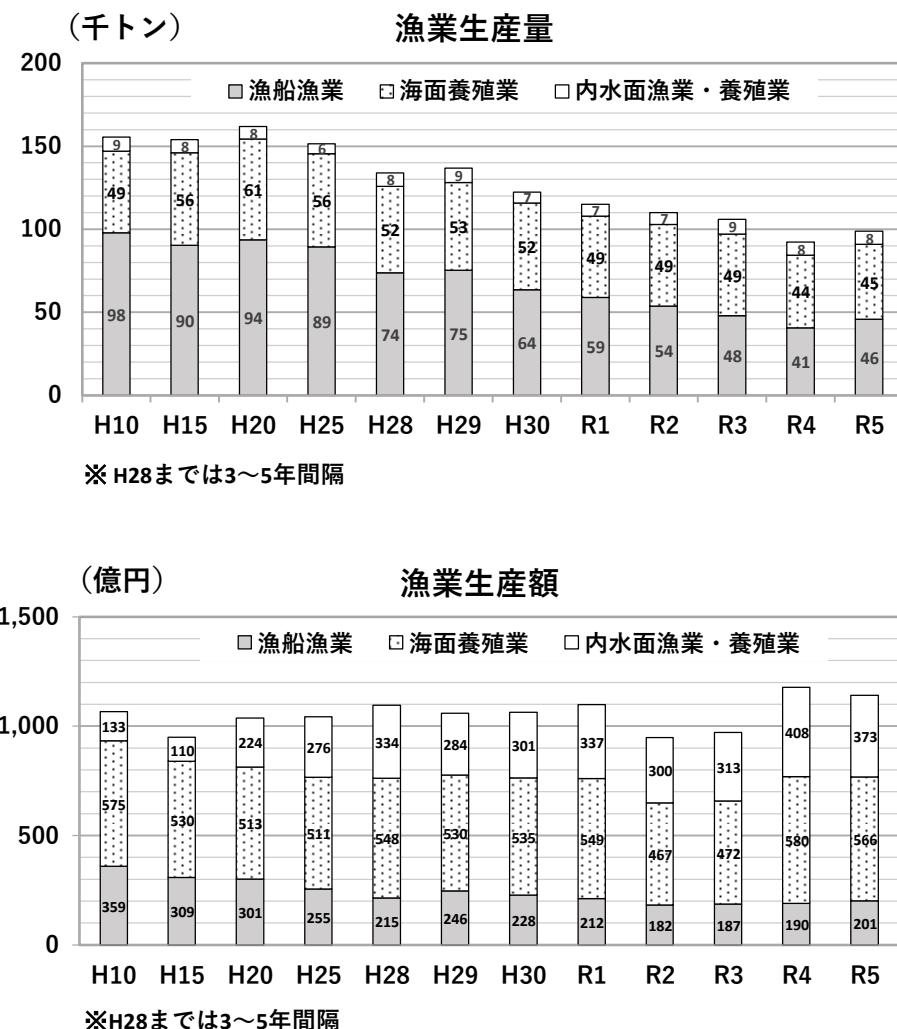


図 2-11 県内の漁業生産量と漁業生産額の推移

鹿児島県「水産業振興施策の概要」（令和 2 年度～令和 7 年度）の集計資料に基づき作成  
元データの出典：海面漁業生産統計調査、内水面漁業生産統計調査（内水面は県水産振興課調べ）

## (12) 【県内】漁業就業者数

県内の漁業就業者数の推移は図 2-12 に示すとおりであり、全国と同様に減少傾向にあります。

また、高齢化率は全国 (R5:39.2%) とほぼ同レベルで 30% を超えて推移しており、特に、漁船漁業における後継者の確保は難しい状況となっています。

一方、県では漁業者の生産活動を支える漁協の合併による組織体制の整備と経営基盤強化を支援しています。県 1 漁協合併に向けた取組の第 1 段階として令和 2 年 4 月 1 日に 6 漁協が合併し、鹿児島県漁協が発足しています。令和 8 年度には県域で「県 1 漁協」とする方針です。

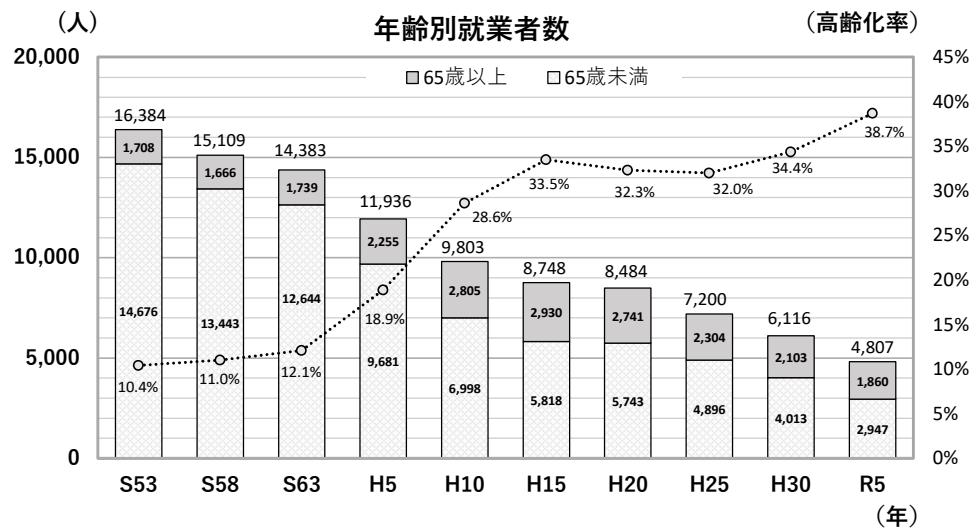


図 2-12 県内の漁業就業者数の推移

鹿児島県「水産業振興施策の概要」（令和 7 年度）p8 のデータに基づき作成  
元データの出典：漁業センサス

## (13) 【県内】平均単価

県内の平均単価の推移は図 2-13 に示すとおりであり、主な市場での平均単価は、変動を示す市場があるものの、10 年間では大きな変動は見られず、県合計でやや増加の傾向が見られます。

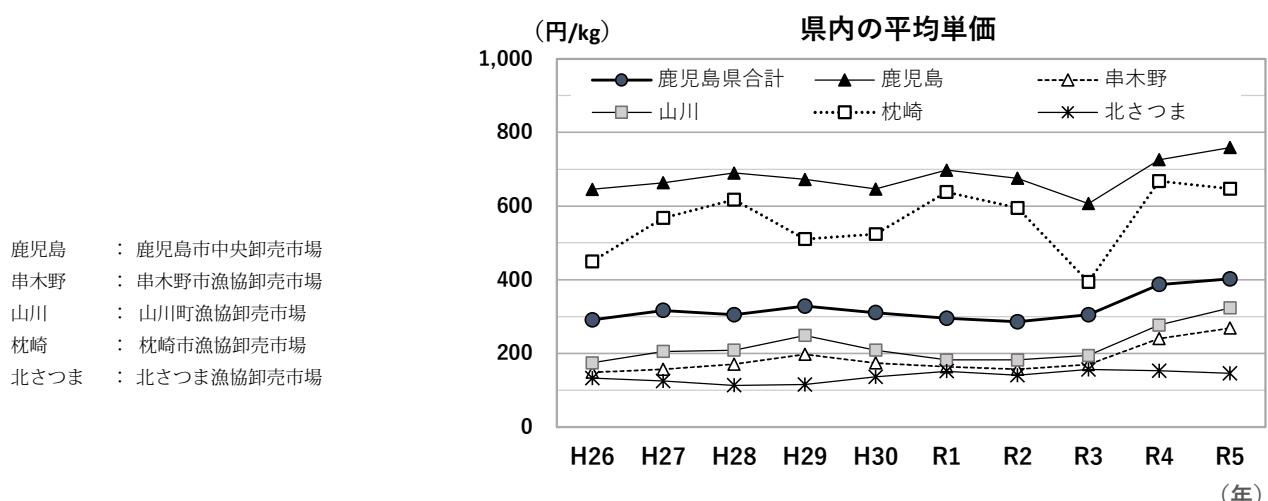


図 2-13 県内の平均単価の推移

「鹿児島県水産物卸売市場統計年報 令和 5 年版」p7 第 1 表の平均単価（取扱金額/取扱数量）に基づき作成

## 2.2 関連計画

### (1) 国が定める水産基本計画

水産基本計画は、水産基本法（平成13年法律第89号）の基本理念である水産物の安定供給及び水産業の健全な発展に向け、同法第11条の規定に基づき、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために政府が策定するものであり、おおむね5年ごとに変更することとされています。

現計画は、令和4年3月25日に閣議決定されています。その基本的な方針は図2-14に示すとおりであり、今後10年程度を見据えた、海洋環境やとりまく社会・経済の変化など水産業をめぐる状況等を考慮し、持続性のある水産業の成長産業化と漁村の活性化の実現に向けて、3本の柱を中心に水産に関する施策を展開していくこととしています。

この他にも、水産物の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策として、スマート水産技術の活用やカーボンニュートラルへの対応、新型コロナウイルス感染症対策、東日本大震災からの復興、水産物の自給率目標等について、今後の水産政策の展開方向を示しています。

#### ✓ 第一の柱：海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

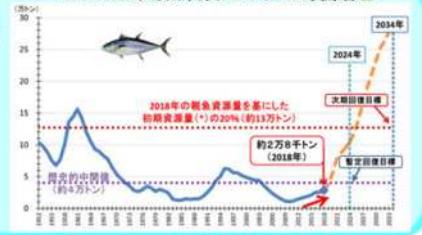
##### ●水産資源管理の着実な実施

- ・ロードマップに沿った着実な実行（IQ導入等）

##### ●海洋環境の変化への対応

- ・海洋環境の変化を把握し、資源評価に適切に反映できる調査体制を充実
- ・さけ・ますふ化放流事業の改善等
- ・複数の漁法等による複合的な漁業への転換等

WCPFCによる太平洋クロマグロの資源管理



#### ✓ 第二の柱：増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

##### ●漁船漁業の構造改革

- ・複数の漁法等による複合的な漁業への転換等

漁獲対象種・漁法の複数化



沖底・いか釣り兼業船（兵庫県）

大規模沖合養殖システム



ギンザケ養殖（鳥取県）  
※日鉄エンジニアリング株式会社

##### ●養殖業の成長産業化

- ・大規模沖合養殖システムの推進

##### ●輸出拡大

- ・輸出目標の達成

##### ●人材育成

- ・デジタル人材の確保・育成

##### ●経営安定対策

#### ✓ 第三の柱：地域を支える漁村の活性化の推進

##### ●漁業の振興に向けた漁協の連携強化、海業を含めた漁港の再編・拡充を通じた漁村の活性化

- ①市場機能の集約や漁協の事業連携などによる水産業の生産性向上、付加価値向上等による漁業の振興

- ②海業（うみぎょう）など漁業以外の産業の取り込みによる漁村の活性化

##### ●各種施策の展開

- ①水産バリューチェーンの構築、I U U漁業対策など加工・流通・消費施策の展開

- ②藻場・干潟の保全など多面的機能の発揮、漁場環境の保全等

- ③防災・減災、国土強靭化

水産物の直販施設



漁村での体験・宿泊（漁泊）



※海業とは、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの

図2-14 水産基本計画の基本的な方針

出典：水産庁HP「新たな水産基本計画」

## (2) 鹿児島県が定める水産業振興基本計画

鹿児島県は、令和3年3月に今後10年間を見据えた本県の水産業・漁村のあるべき姿とそれを実現するために必要な施策についての基本的な推進方針等を示す「鹿児島県水産業振興基本計画」を策定しています。

本計画の施策体系は図2-15に示すとおりであり、「おさかな王国かごしま」の実現～水産業の「稼ぐ力」を引き出すために～を基本理念とし、5つを基本目標の柱に掲げています。

この内、「II 漁業の担い手の育成・確保」と「III 水産物の流通・加工・販売対策」は、当該計画の中で重点的な施策として位置付けられています。

### 第4章 水産業振興施策の推進

持続的な水産業振興を図るために水産資源の適切な管理、スマート水産業の導入・普及による生産性の向上、漁業の担い手の育成・確保、水産物の特性に応じた付加価値向上、輸出拡大等を図る。

【主要指標 (R12)】

- ★ 漁獲物の販売金額が800万円以上の経営体の割合（漁船漁業） 19% (H30: 9%)
- ★ 収穫物の販売金額が1億円以上の経営体の割合（ブリ類養殖業） 55% (H30: 45%)

基本理念

「おさかな王国かごしま」の実現～水産業の「稼ぐ力」を引き出すために～

#### 基本目標（5つの柱）

##### I 持続可能な漁業・養殖業の推進

###### 1 資源管理の高度化と持続的利用の推進

- 資源管理の高度化の推進
- 漁業秩序の維持
- 國際漁場対策の推進

###### 2 漁場整備と栽培漁業の推進

- 漁場の整備
- 藻場・干潟等の維持・造成
- 栽培漁業の推進
- 漁場環境の維持・保全

###### 3 海面養殖業の振興

- 適正養殖・品質管理対策の推進
- 赤潮被害防止対策等
- 養殖関連施設の整備

###### 4 内水面漁業・養殖業の振興

- 内水面漁業の振興
- 内水面養殖業の振興

###### 5 危機管理への対応

- 新規就業者の育成・確保
- 中核的漁業者の育成と多様な担い手の活用

##### II 漁業の担い手の育成・確保

- 漁業担い手の経営改善
- 漁協の組織体制の整備
- ブルーリゾン等による地域の活性化
- スマート水産業の推進

##### III 水産物の流通・加工・販売対策

- 多様なニーズに対応した流通機能の強化
- 国内での販路拡大
- 地産地消の推進
- 付加価値の高い製品づくり
- 魚食普及の推進
- 国外での販路拡大

##### IV 漁業生産の基盤づくり

- 渔港の整備
- 共同利用施設等の整備
- 渔港環境の整備
- 渔村の生活環境改善施設の整備
- 渔港海岸の整備

##### V 水産技術の開発と普及

- 渔業情報システムの運用
- 資源調査・漁場調査
- 種苗生産技術の研究開発
- 養殖技術の研究開発
- 藻場造成と藻類増養殖技術の開発
- 水産物の付加価値向上に関する研究

図2-15 鹿児島県水産業振興基本計画の施策体系

「鹿児島県水産業振興基本計画」（令和3年3月）巻末添付図面を一部加工して作成

本市の水産業に関する将来の姿は、熊毛地域での姿として表2-3に示すように描かれています。

表2-3 本市に関連する地域の水産業の将来の姿＜鹿児島県水産業振興基本計画：熊毛地域＞

将来の姿	
<b>地域の重要資源の持続的な利用</b>	<トビウオ、キビナゴ、トコブシなど> ・資源管理の高度化が進んでいる
<b>操業の効率化</b>	<一本釣り漁業やモジャコ採捕漁業等> ・I C Tを活用したスマート水産業の普及が進んでいる ・漁場が整備されている
<b>地域水産物の地元消費の一層の拡大</b>	<トビウオやメダイなど> ・小学校等における地魚を活用した魚食普及の取組が実施されている
<b>地域特産魚介類の県内外での販路拡大</b>	<トコブシ、アオリイカ、キビナゴなど> ・認知度が向上している ・鮮度保持技術が向上している
<b>地域水産加工品の消費拡大</b>	・消費者ニーズの多様化・高度化に対応した売れる商品づくりが行われている
<b>中間育成施設の維持・運営</b>	<ブリ人工種苗> ・人工種苗供給基地としての役割を果たしている
<b>安定的な流通体制の構築</b>	<水産流通施設（荷さばき施設や製氷冷蔵施設等）> ・整備、更新が計画的に実施されている
<b>就業希望者確保の円滑化</b>	・各種漁業研修が実施されている ・地域の中核的漁業者である漁業士のサポートが行われている
<b>担い手の経営の安定化</b>	・経営改善に資する取組が実施されている
<b>漁村地域の活性化（交流人口の増加）</b>	・観光産業との連携による地域資源を活かしたブルー・ツーリズムの取組が実施されている

「鹿児島県水産業振興基本計画（令和3年3月）」p16の箇条書き要約



## 2.3 市の現状と課題

### (1) 本市の現状

#### 1) 総人口と年齢区分別人口

本市の総人口と年齢区分別人口の推移は図 2-16 に示すとおりであり、総人口は減少傾向が続いており、直近年（令和 6 年）では、約 1 万 4 千人となっています。

本市は離島であるため、高校卒業後は大半の生徒が島外へ進学・就職しており、20 歳前後の人口が極端に減少し、多くの産業において担い手不足などが課題です。

一方、高齢化は年々増加の傾向を示しており、直近年（令和 6 年）の高齢化率は約 40% となっています。

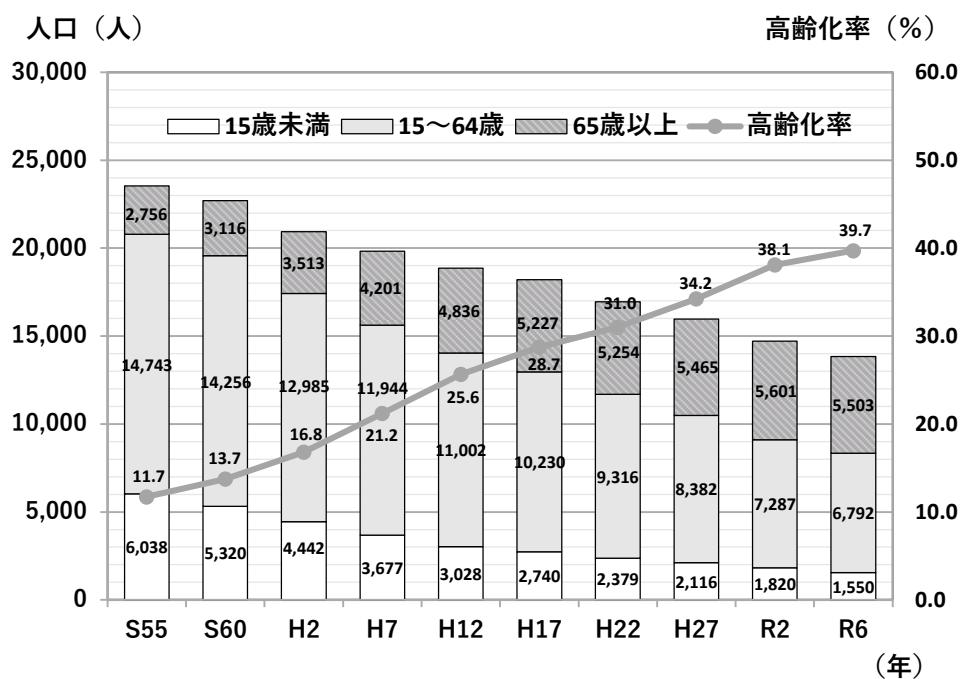


図 2-16 西之表市の総人口と年齢区分別人口の推移

出典：S55～R2「国勢調査」、R6「鹿児島県人口移動調査（推計人口）」

## 2) 産業

本市の産業別の就業者数の推移は図 2-17 に示すとおりです。

主要産業は、農業、漁業といった第一次産業であり、就業人口の約 2 割が農林水産業従事者となっています。

温暖な気候にあることから、比較的広い耕地を活用したさとうきび、さつまいも（でん粉用、青果用、焼酎用）、ばれいしょ等の野菜や茶など土地利用型作物生産が営まれ、肉用牛・乳用牛の畜産経営も盛んです。

また、さとうきびを原料とする黒糖やさつまいもを利用した菓子や焼酎、海産物の干物など地域の農林水産資源を原料とした食料品等が製造されています。

一方、本市の主要な産業である第一次産業と第二次産業の就業者は減少傾向にあり、医療や福祉を中心とした第三次産業の従業者が増加しています。

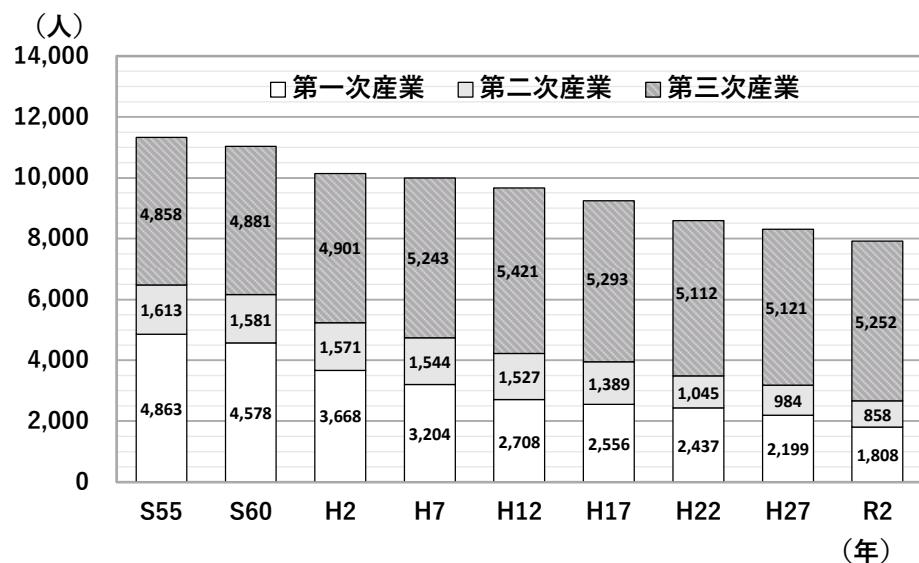


図 2-17 西之表市の産業別の就業者数の推移

出典：国勢調査

## 3) 水産業

種子島周辺の海域は、岩礁地帯が多く、天然の瀬に恵まれていることに加え、付近を黒潮が流れていることから馬毛島周辺を含め、有数の漁場が形成されています。

おもな漁業は、トビウオ、サバ、カツオ、キビナゴ、ミズイカ（アオリイカ）を対象とした網漁業や一本釣り漁業であり、その他にも地域の特産であるナガラメ（トコブシ）採捕などが行われています。

また、鹿児島県は日本一のブリ養殖県ですが、本市はブリ養殖用の種苗であるモジヤコの重要な生産地となっており、モジヤコ漁は本市の総水揚額の大半を占める基幹漁業となっています。

## (2) 種子島漁業協同組合の現状

### 1) 本市在住の組合員数の推移

種子島漁業協同組合の平成 13 年以降の組合員数は図 2-18 に示すとおりです。

全組合員数は平成 30 年まで漸減傾向にあり、平成 13 年の 509 人が 6 割弱の 300 人を下回る人数まで減少し、近年 5 ヶ年は 280 人前後を推移しています。

一方、正組合員数は平成 19 年までは、全組合員数の 6 割から 7 割を占めていましたが、平成 20 年に 100 人以上が准組合員に資格変更したことから約 4 割まで減少し、令和 6 年には 3 割を下回る状況となっています。

令和 6 年の全組合員数は 287 人であり、正組合員が 84 人（全体の 29%）、准組合員が 196 人（全体の 68%）、新規 7 人で構成されています。



図 2-18 本市在住の組合員数の推移

### 2) 本市在住の組合員の年齢構成

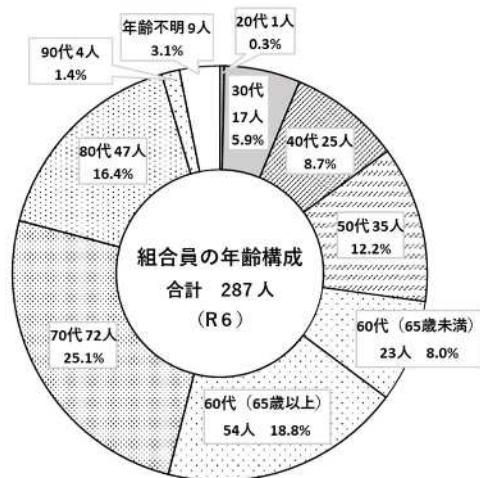
令和 6 年における組合員の年齢構成は、図 2-19 に示すとおりです。

令和 6 年の全組合員の内、30 代までの若年層の占める割合は 6.2% であり、60 代までの組合員の占める割合は過半数を超えており、65 歳以上の高齢化率は 61.7% であり、他の地域と比較しても極めて高い状況となっています。

**高齢化率の比較（令和 5 年）**  
全国 : 39.2%  
鹿児島県 : 38.7%  
西之表市 : 61.4%  
(出典: 2023 年漁業センサス)

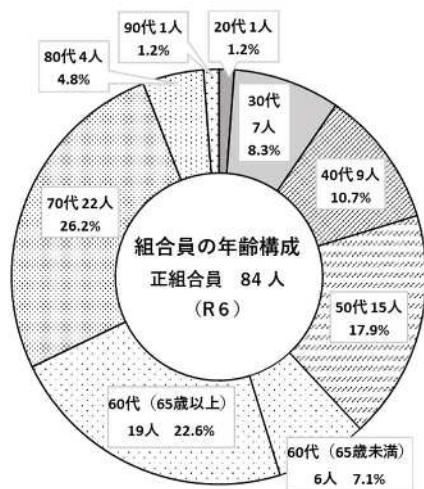
正組合員では、若年層は 9.5%、高齢化率は 54.8% を占め、準組合員では、若年層は 5.1%、高齢化率は 66.8% を占めています。構成員の多い准組合員で高齢化の傾向が顕著となっています。

## 全組合員



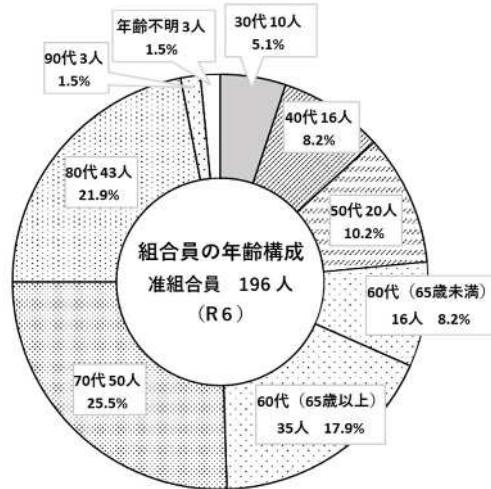
正組合員： 84 人  
准組合員： 196 人 (年齢不明 3 人)  
新規： 7 人 (年齢不明 6 人)  
※平均： 66 歳  
※30 代まで： 6.2%  
※高齢化率 (65 歳以上) 61.7%

## 正組合員



正組合員： 84 人  
※平均： 61 歳  
※30 代まで： 9.5%  
※高齢化率 (65 歳以上) 54.8%

## 准組合員



准組合員： 196 人 (年齢不明 3 人)  
※平均： 68 歳  
※30 代まで： 5.1%  
※高齢化率 (65 歳以上) 66.8%

図 2-19 本市在住の組合員の年齢構成(令和 6 年)

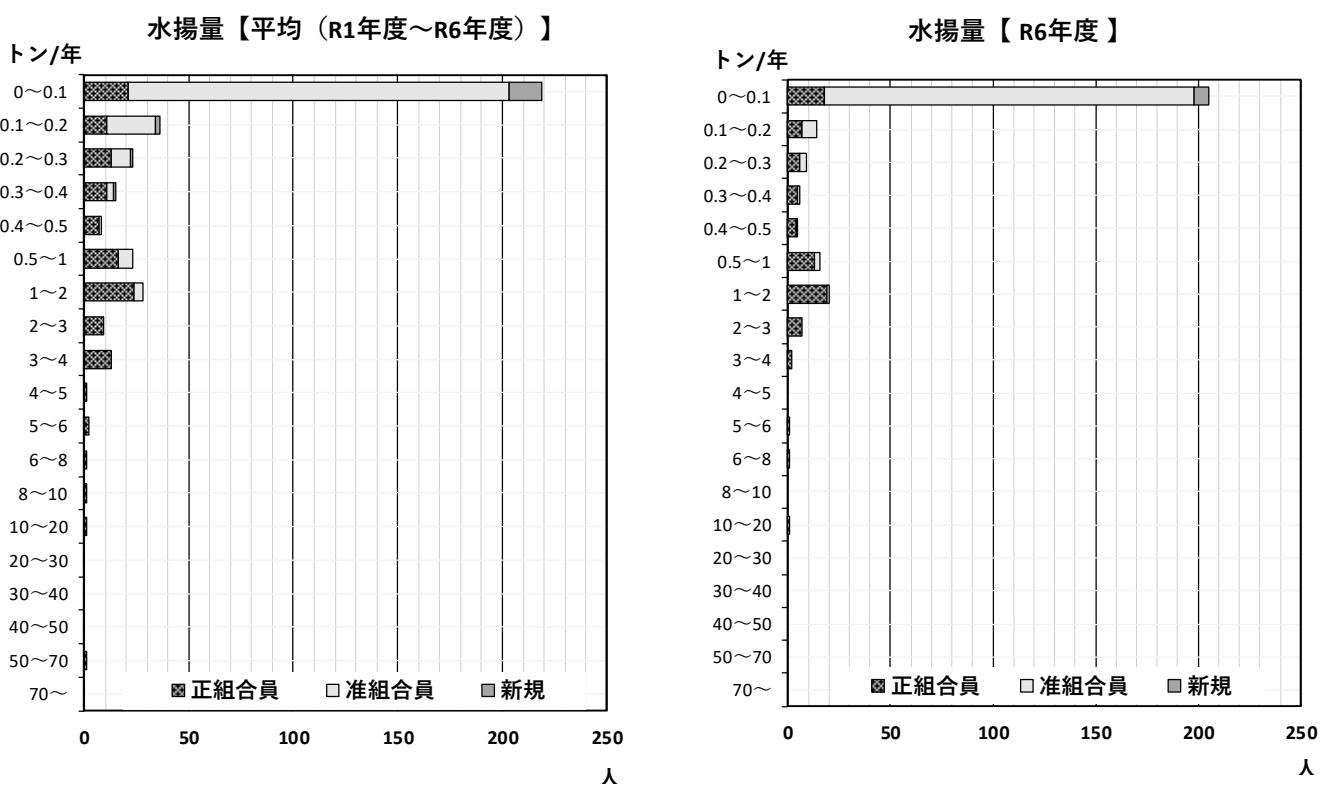
### (3) 組合員一人当たりの水揚量と水揚額

#### 1) 組合員一人当たりの水揚量

組合員一人当たりの水揚量の分布状況は、図 2-20 に示すとおりです。同図の左側が令和元年度から令和6年度までの平均、右側が令和6年度の状況です。

左右両図共に全組合員の合計（正組合員+准組合員+新規組合員）は、准組合員数が集中している 0.1 トン/年未満の範囲に多く分布しています。正組合員は、1~2 トン/年をピークとして、幅広い範囲に分布しており、令和元年度から令和6年度までの平均で 60 トン/年を超す実績もみられます。

令和元年から令和6年度までの正組合員一人当たりの水揚量の平均は、1.6 トン/年であり、准組合員が 0.1 トン/年です。また、正組合員全員の水揚量の合計は 196.7 トン/年であり、准組合員の 7.6 トン/年の約 26 倍の規模にあり、全体のシェアは 96% を占め、令和6年度では 92% になっています。



R1年度からR6年度までの平均				
組合員の資格	正組合員	准組合員	新規	全体
1人当たりの平均水揚量 (トン/年)	1.6	0.1	0.1	0.6
合計(トン/年)	196.7	7.6	0.2	204.5
シェア (%)	96%	4%	0%	100%
組合員数	132	229	20	—

※組合員の資格、水揚量が不明なデータを除いている

※年度間で資格変更のある組合員が存在するため、組合員数は

この重複を含み集計している

組合員の資格	正組合員	准組合員	新規	全体
1人当たりの平均水揚量 (トン/年)	1.0	0.04	0.00	0.3
合計(トン/年)	87.3	7.5	0.00	94.8
シェア (%)	92%	8%	0%	100%
組合員数	84	196	7	287

図 2-20 組合員一人当たりの水揚量の分布

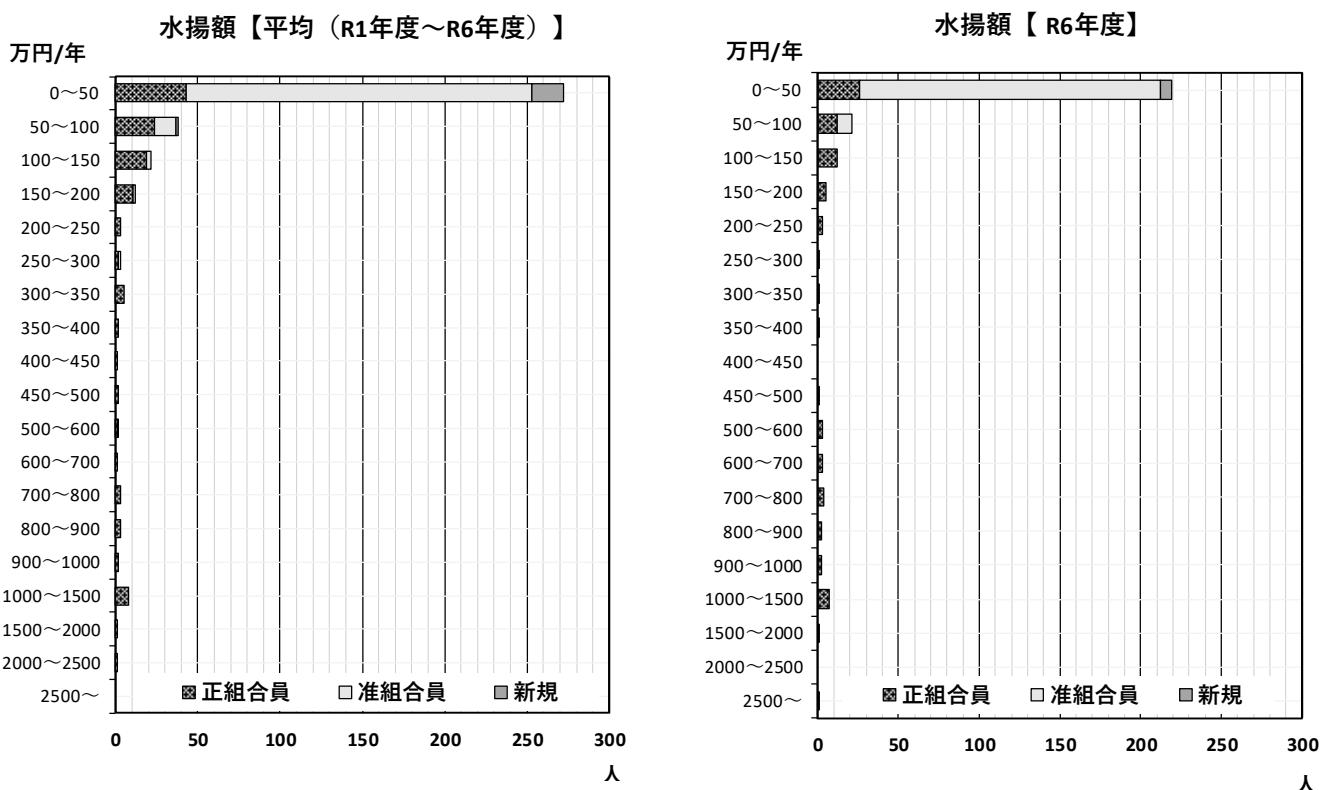
※組合員別の水揚実績データから集計

## 2) 組合員一人当たりの水揚額

組合員一人当たりの水揚額の分布状況は、図 2-21 に示すとおりです。同図の左側が令和元年度から令和6年度までの平均、右側が令和6年度の状況です。

左右両図共に全組合員の合計（正組合員+准組合員+新規組合員）は、准組合員数が集中している50万円/年未満の範囲に多く分布しています。正組合員は、100万円/年未満の人数が多いですが、幅広い範囲に分布しており、2,000万円/年を超す実績もみられます。

令和元年度から令和6年度までの正組合員一人当たりの水揚額の平均は、249万円/年であり、准組合員が16万円/年であるのに対して約16倍の実績があります。また、正組合員全員の水揚額の合計は約3.0億円/年であり、准組合員の0.14億円/年の20倍以上の規模にあり、全体のシェアは95%を占めています。



R1年度からR6年度までの平均

組合員の資格	正組合員	准組合員	新規	全体
1人当たりの平均水揚額（万円/年）	249	16	13	191
合計(百万円/年)	303.3	14.0	0.4	317.7
シェア（%）	95%	4%	0%	100%
組合員数	132	229	20	—

※組合員の資格、水揚額が不明なデータを除いている

※年度間で資格変更のある組合員が存在するため、組合員数はこの重複を含み集計している

R6年度

組合員の資格	正組合員	准組合員	新規	全体
1人当たりの平均水揚額（万円/年）	346	9	0	107
合計(百万円/年)	290.6	16.7	0.0	307.3
シェア（%）	95%	5%	0%	100%

図 2-21 組合員一人当たりの水揚額の分布

※組合員別の水揚実績データから集計

## (4) 市の水産業の動向

### 1) 魚種別の水揚量、水揚額、単価

本市の魚種別の水揚量と水揚額は、図 2-22 に示すとおりです。

水産業の統計調査を開始した平成 25 年度から令和 6 年度までの 12 年間の平均では、水揚量は年間 327 トンであり、トビウオが最も多くを占め、キビナゴ、カツオ類、ブリ類などと合わせると水揚量の半数を上回っています。また、水揚額は年間 352 百万円であり、ブリの稚魚であるモジャコが特に高い割合となっており、次いでトビウオ、キビナゴ、ブリ類、イカ類の順となっています。一方、ナガラメ類（トコブシ）やエビ類、アラは単価が高いことから、水揚額では上位を占める水産物となっています。

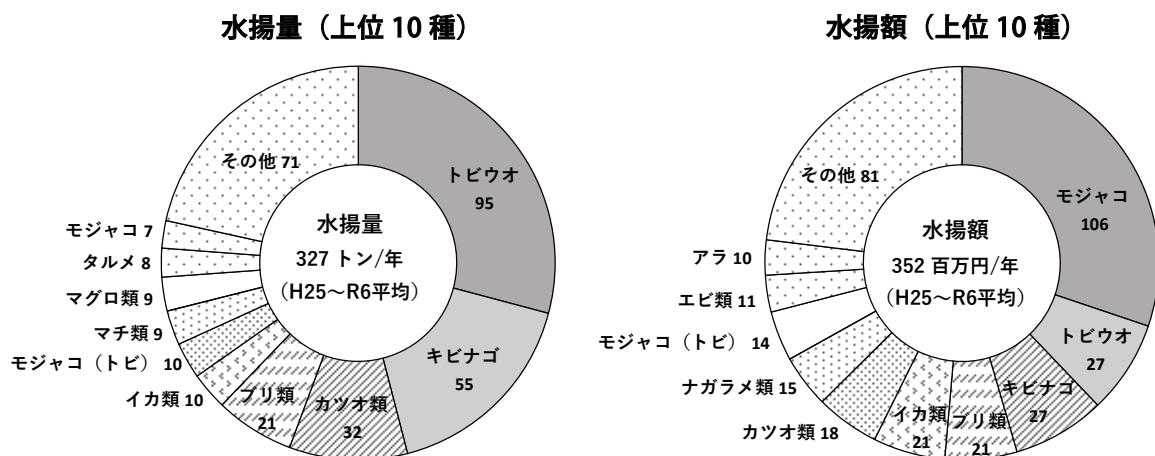


図 2-22 魚種別の水揚量と水揚額(平成 25 年～令和 6 年の平均)

魚種別単価の上位 10 種は、図 2-23 に示すとおりであり、モジャコが 14.4 千円/kg と最も高く、2 位のナガラメ類 6.1 千円/kg の 2 倍以上の価格となっています。

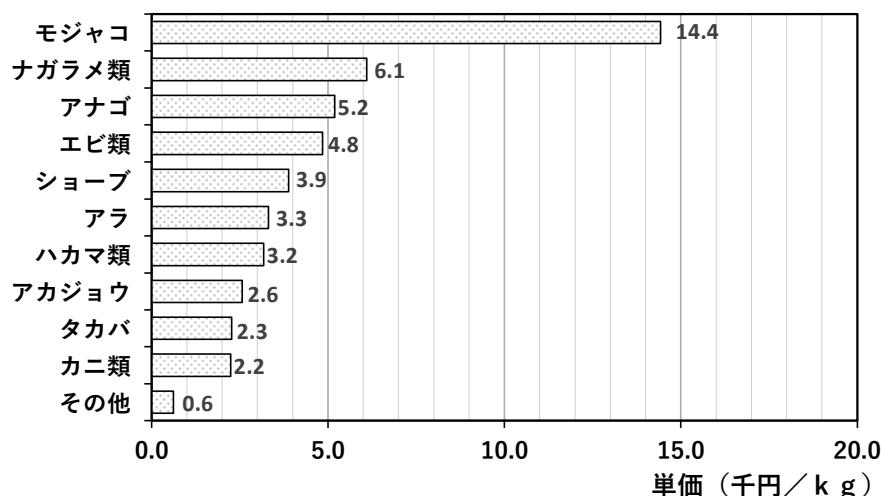


図 2-23 魚種別単価上位 10 種(平成 25 年度～令和 6 年度の平均)

## 2) 水揚量と水揚額の推移

本市の水揚量と水揚額の推移は、図 2-24 に示すとおりであります。

水揚額は水揚全体での平均単価が漸増傾向にあった令和 2 年度までは年間 2~4 億円の範囲を変動していますが、令和 3 年度では水揚額の大半を占めるモジャコの水揚量の減少も要因となって、ここ 12 年間で最低の 2 億円程度に落ち込んでいます。

令和 4 年度以降は、単価の高いモジャコの水揚量の増加等が要因となって、水揚全体での平均単価が大きく上昇し、統計調査を開始した平成 25 年度の 742 (円/kg) から、令和 6 年度には、その 4 倍を超える 3,146 (円/kg) に上昇しています。水揚量は減少しているものの、単価が上がっているため、水揚額としては大きくは変動していません。

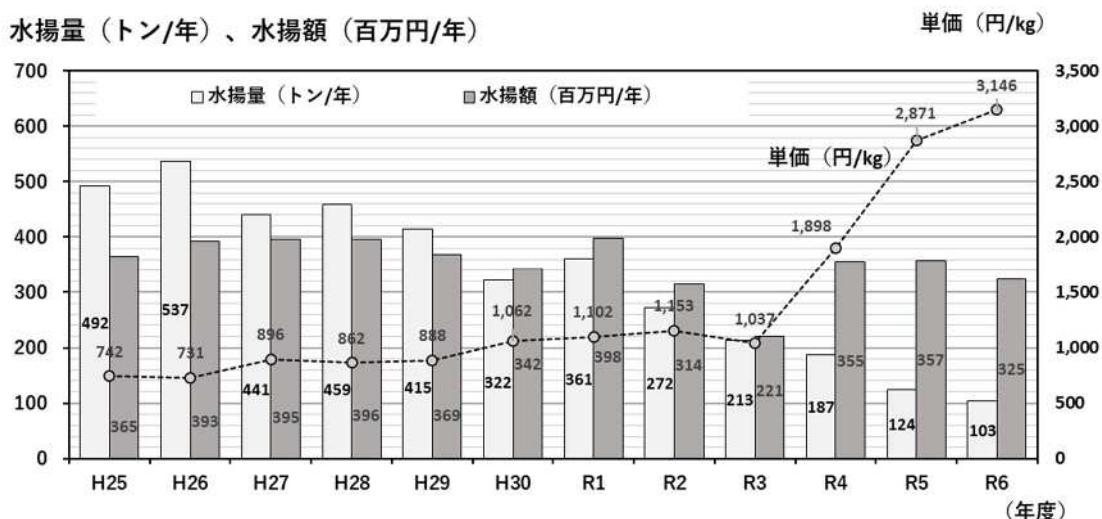


図 2-24 水揚量と水揚額の推移

※魚種別の水揚実績データから集計

## 3) 水揚量上位の推移

平成 25 年度から令和 6 年度までの水揚量の平均で上位を占めた魚種の推移は、図 2-25 に示すとおりであります。中でも水揚量の 1 位を占めていたトビウオ（図中●）の減少傾向は顕著であり、2 位のキビナゴ（図中▲）も令和 2 年度以降に激減しています。

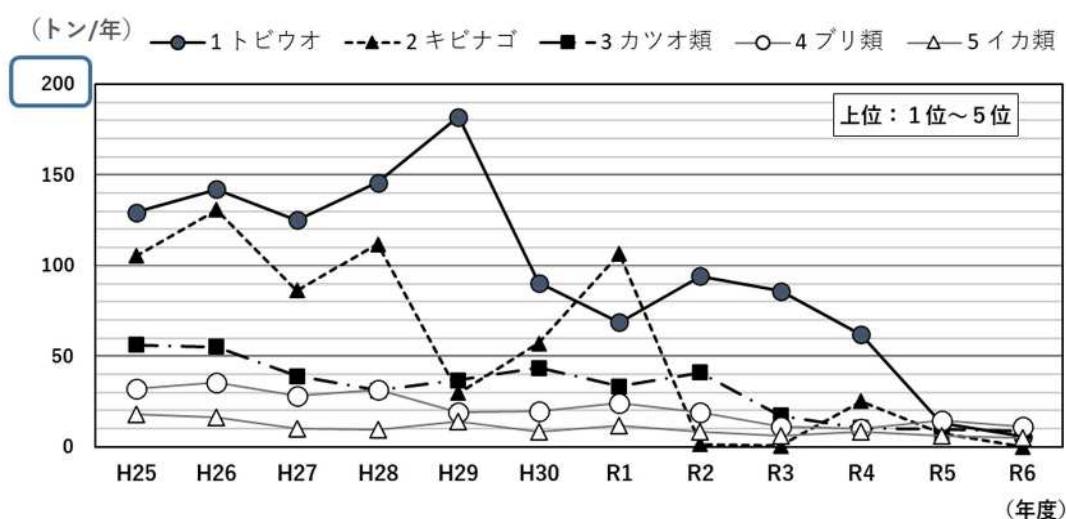
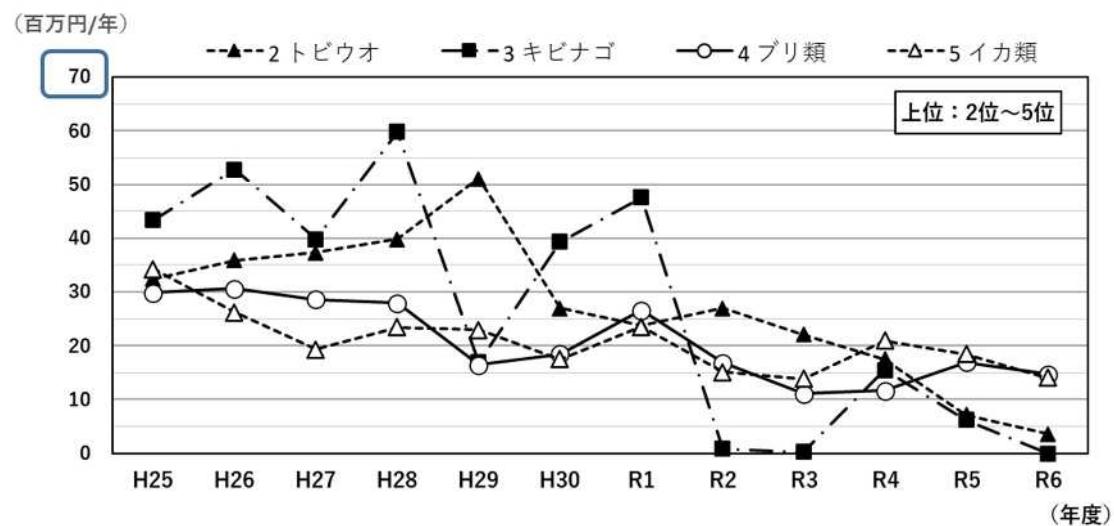
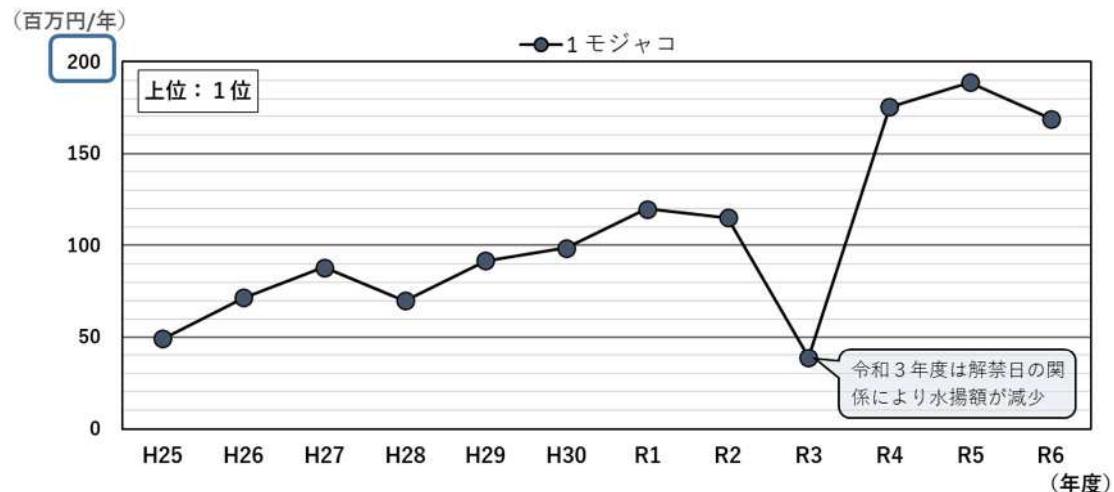


図 2-25 水揚量上位の推移

#### 4) 水揚額上位の推移

平成 25 年度から令和 6 年度までの水揚額の平均で上位を占めた魚種の推移は、図 2-26 に示すとおりであり、水揚額の 1 位を占めるモジャコは他の種と比較し、極めて高額となっています。現在、人工衛星のデータを活用して、モジャコがいる位置を効率的に把握する方法を取り入れ、水揚げの安定化を進めています。ここ 10 年間で約 2 倍の増額となっており、年間 1.5 億円～2 億円程度で推移しています。

その他の種も、水揚量の変動にあわせて推移している状況です。



## 5) 単価上位の推移

平成 25 年度から令和 6 年度までの単価の平均で上位を占めた魚種の推移は、図 2-27 に示すとおりであり、単価の 1 位を占めるモジヤコ（図中●）は他の種と比較し、極めて高く、近年は 1 万 5 千円/kg を超えてきています。

上位 5 種の単価は上昇傾向にあり、令和 4 年度以降は 5 千円/kg を超えて推移しています。

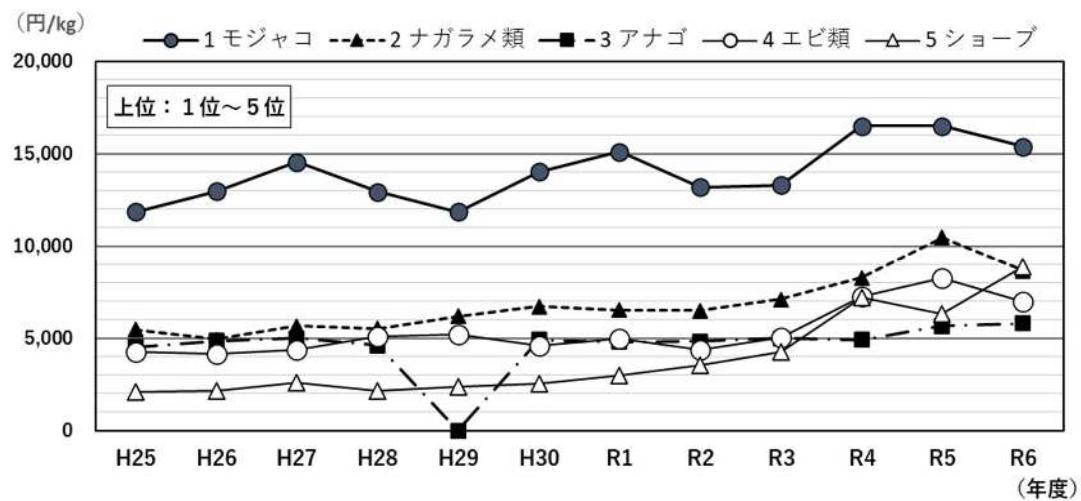


図 2-27 単価上位の推移

## (5) 本市の課題と将来像

本市の水産業を取り巻く社会経済情勢の動向や国・県等の関連計画、本市の現状を踏まえ、水産業に係る本市の課題を、「大課題1：漁業経営の悪化」、「大課題2：水揚量の減少」、「大課題3：島内外での消費の不足」に分類しました。この流れを改善し持続的な成長につなげることが、今後の水産業に求められています。

各課題とその背景の関係は、図2-28に示すとおりです。

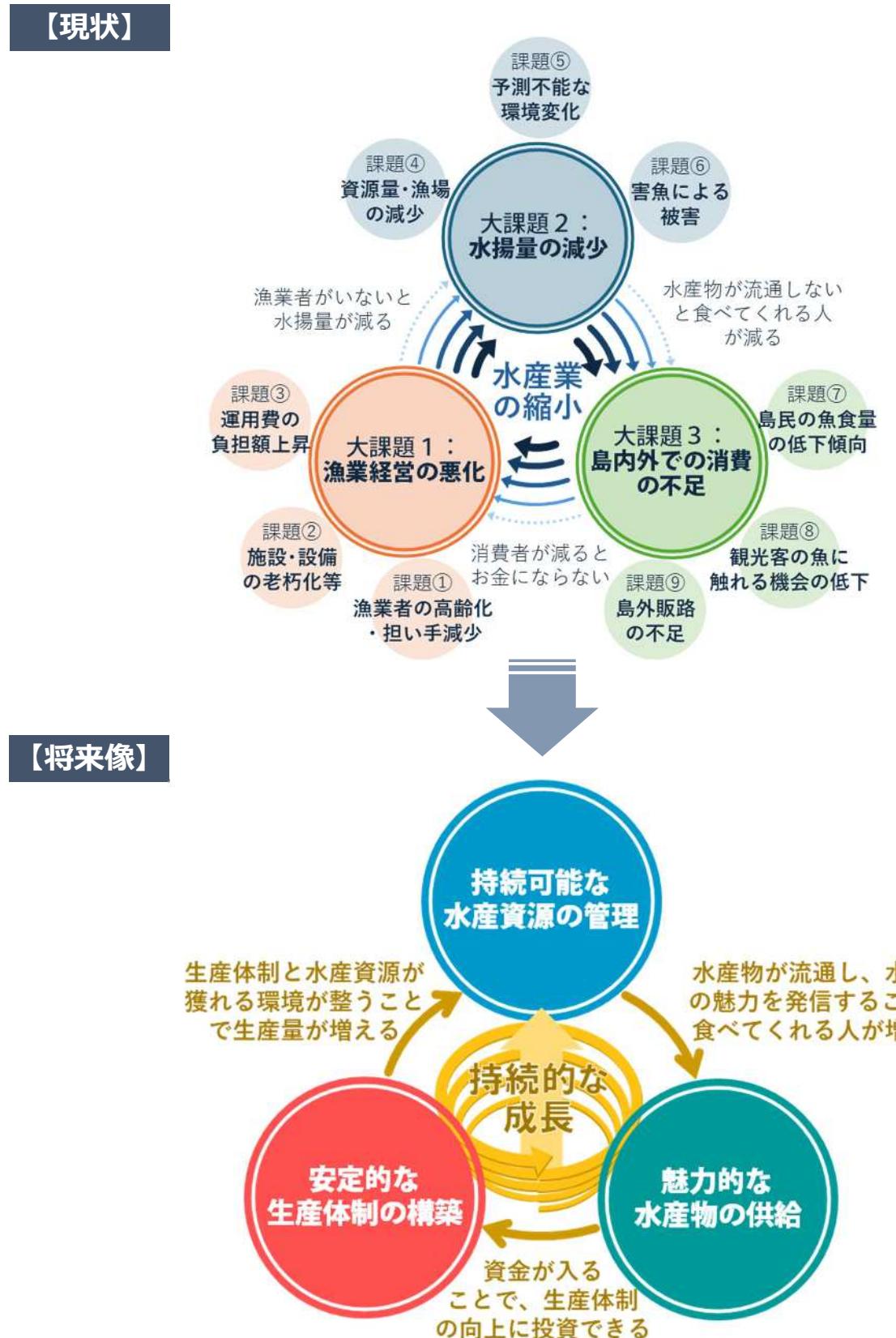


図2-28 本市の水産業の課題と目指すべき将来像

# 3章 基本理念と目標

## 3.1 基本理念

種子島の自然や魚介類の生態において、これまで受け継がれてきた漁法やしきたりは、大切な漁業文化です。また、漁業は水揚げされた魚が地域で消費されることで、生業としての経済活動や豊かな食文化につながり、重要な産業の一つとして営まれています。

こうした中、水揚量の減少等に伴い厳しさが増す現状を、将来性のある持続可能な循環に転換するためには、これから時代に応じた基盤・体制を構築することで、漁業者の誰もが夢を持って関わることができる水産業を目指す必要があります。

これらを踏まえ、本振興計画の基本理念を、以下のように設定します。

### 基本理念

## 未来に向けて「好転する水産」

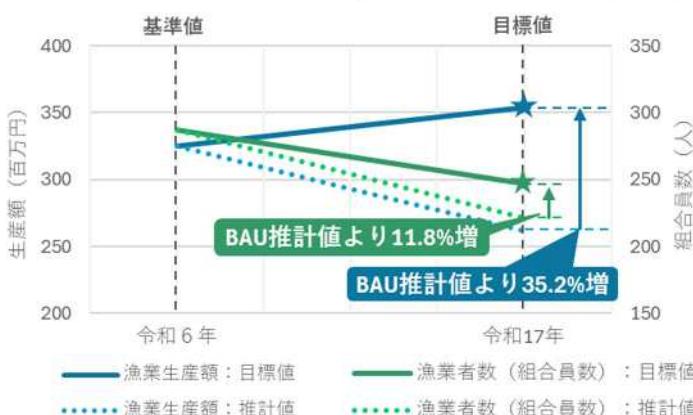
### ～夢膨らむ持続可能な水産業を目指して～

これまでに培われ、つないできた技術や漁法を継承し、水産資源が獲れ、  
食べてもらえる基盤・体制を整えるとともに、環境の変化が激しい時代  
の中でも希望を持って新しいことへチャレンジできる水産業を目指します

## 3.2 目標

本振興計画では、「好転する水産」の実現に向け、10年後の水産業に関する目標として、下記指標<sup>※1</sup>を設定しました。

	基準値 (令和6年度)	BAU <sup>※2</sup> 推計値 (令和17年度)	目標値 (令和17年度)
漁業生産額	324.7 百万円	261.9 百万円	354.2 百万円 (基準値より 9.1%増)
漁業者数 (組合員数)	287 人	221 人	247 人 (BAU 推計値より 11.8%増)
正組合員一人 当たりの生産額	3.46 百万円/人	3.46 百万円/人	4.00 百万円/人 (基準値より 15.6%増)



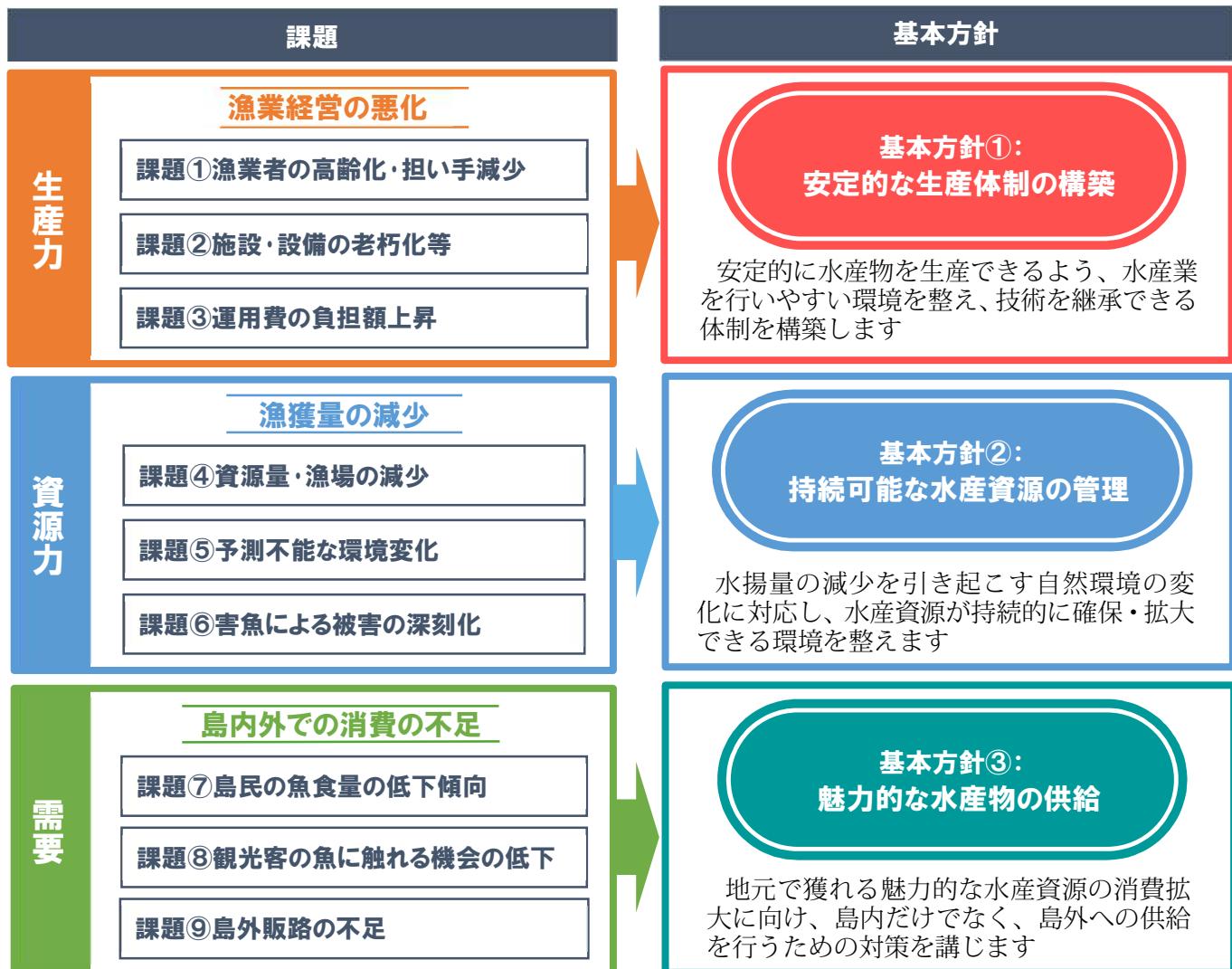
※1 目標値の設定方法は参考資料を参照

※2 BAU：“Business As Usual”的略（現状維持）：追加的な対策を取らないまま、現状を続けた場合の状況を指す

# 4章 施策体系

## 4.1 基本方針

西之表市における水産業の課題と本振興計画の基本理念（未来に向けて「好転する水産」～夢膨らむ持続可能な水産業を目指して～）を踏まえ、本振興計画の柱となる基本方針を以下のように整理します。

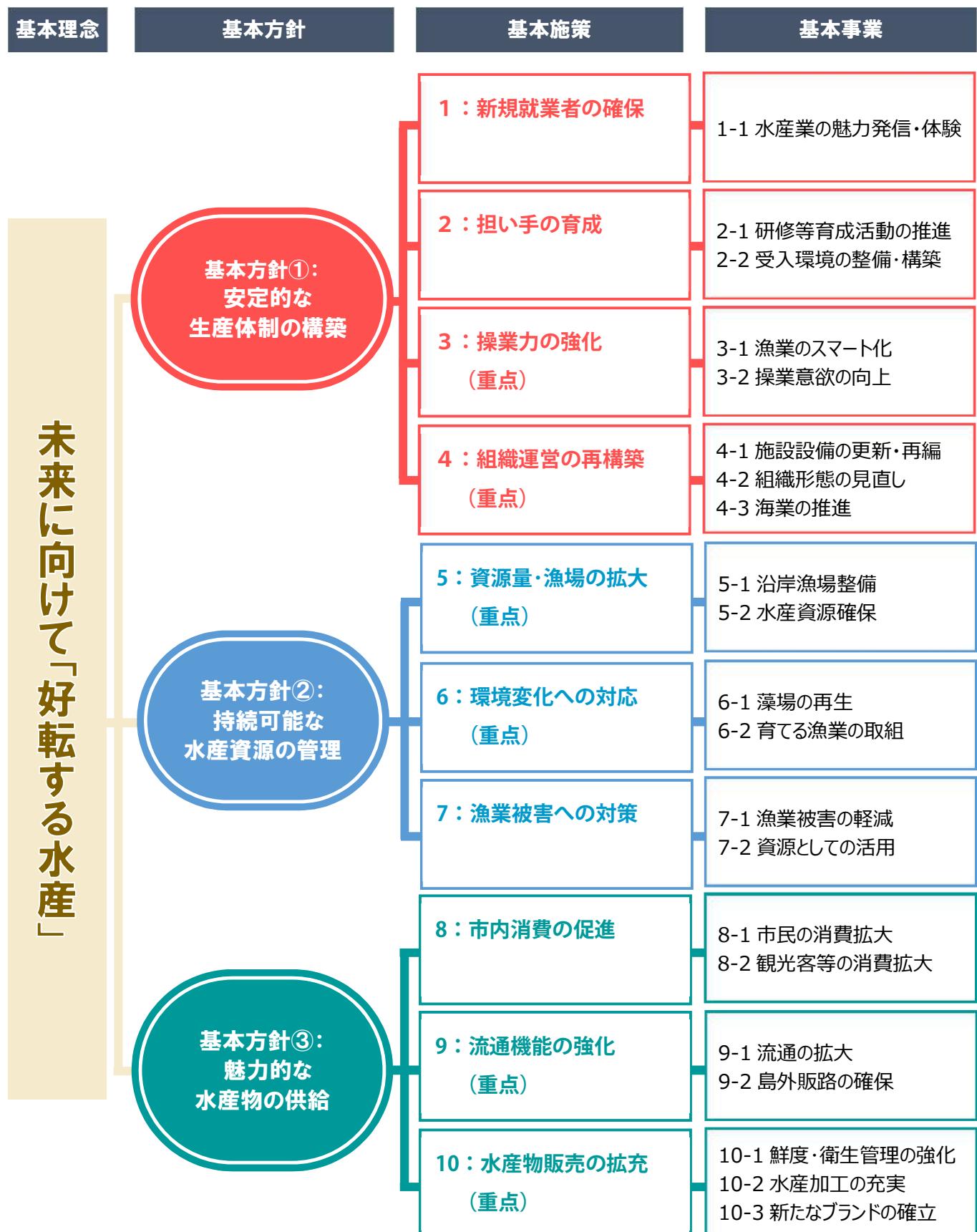


なお、西之表市長期振興計画では、施策「水産業の振興」において、SDGsの考え方を関連付けています。本振興計画でも下記のような関連付けを基本方針において設定します。今後、検討する具体施策にあってもSDGsとの関連を考慮します。

長期振興計画で施策10「水産業の振興」に関連づけているSDGs		SDGsと基本方針の関連		
8 働きがいも 経済成長も 	<b>働きがいも経済成長も</b> “みんなの生活を良くする安定した経済成長を進め、だれもが人間らしく生産的な仕事ができる社会を作ろう”	基本方針① 安定的な 生産体制の 構築		基本方針③ 魅力的な 水産物の 供給
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	<b>産業と技術革新の基盤をつくろう</b> “災害に強いインフラを整え、新しい技術を開発し、みんなに役立つ安定した産業化を進めよう”		基本方針② 持続可能な 水産資源の 管理	
14 海の豊かさを 守ろう 	<b>海の豊かさを守ろう</b> “海の資源を守り、大切に使おう”			

## 4.2 施策の体系図

基本方針を具体的に進めるための施策の体系図を以下に示します。



## 4.3 基本施策及び基本事業

本振興計画の基本方針を実現するための基本施策と基本事業を以下に示します。

基本方針	基本施策
基本方針①： 安定的な生産体制 の構築	<p><b>1：新規就業者の確保</b> 漁業者の高齢化や後継者不足が進む中、生産体制を安定化するため、水産業の魅力を発信し、新規就業者の確保に努めます</p> <p><b>2：担い手の育成</b> 次世代を担う人材を育成するため、就業や定着までの支援を強化するとともに、受入環境の充実を図ります</p> <p><b>3：操業力の強化（重点）</b> 地域の特性や漁業形態に合わせた漁業のスマート化・効率化を進め、操業意欲の向上を図り、操業力を強化します</p> <p><b>4：組織運営の再構築（重点）</b> 時代に対応した水産環境を整えるため、老朽化する施設・設備の更新や再編をはじめ、組織形態の見直し等、組織運営の再構築を進めます</p>

### 基本方針①：安定的な生産体制の構築

指標目標（仮）	単位	基準値(令和6年度)	目標値(令和17年度)
漁業生産額	百万円	324.7	354.2
新規就業者数/年	人	7	5

### 基本施策 1 新規就業者の確保

#### 基本事業 1-1 水産業の魅力発信・体験

- 高齢化や過疎化等から、年々、漁業就業者数は減少傾向にあるため、鹿児島県及び鹿児島県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）の就業フェアや研修制度を活用して、漁業就業希望者への就業情報や漁業情報の提供、漁業の魅力発信を行います。
- お魚まつり等のイベントにおいて、小中学生に漁業や水産物に触れる機会を提供し、漁業や水産物への関心を高める取組を推進します。
- 将来の漁業の担い手確保や市民の水産業への理解促進のため、小中学校の学校給食への地魚提供を行います。また、地元の水産物の利活用や漁業を紹介する出前授業、料理教室を開催し、地元の子どもたちに水産業の魅力発信に取り組みます。

## 基本施策 2 担い手の育成

### 基本事業 2-1 研修等育成活動の推進

- 漁業就業希望者に対し、鹿児島県及び県漁連が設置する「かごしま漁業学校<sup>※3</sup>」による入門研修や、受入漁業者の下で行う短期研修等の情報提供を行い、新規就業希望者の円滑な就業、定着を推進します。
- 新規就業者をはじめ、漁業者の経営の安定化を図るため、「かごしま漁業学校」等による実践的な中期や長期研修を活用することで、将来の漁業生産の担い手の育成を進めます。
- 今後、新たな漁業の導入を見据え、その魚種や漁法に関する取組に対して支援を行います。

### 基本事業 2-2 受入環境の整備・構築

- 漁業就業希望者への就労に必要な情報提供や、漁業就業者等の労働環境の改善、就業に必要な機材・備品への支援を行います。
- 親族から継承する担い手漁業者に対して、操業支援を行います。

## 基本施策 3 操業力の強化（重点）

### 基本事業 3-1 漁業のスマート化

- 持続可能な漁業の推進を図るため、ICT(情報通信技術)等の新たな技術の普及を図ります。
- ICT の導入により得られた海況予測モデルによる潮流や水温のデータを活用した漁場探索の効率化などを推進することにより、生産性の向上を図ります。
- 効率的な漁具等の導入（ソナー、電動リール等）や、市場における情報処理システムの DX(デジタルトランスフォーメーション)化を推進します。

### 基本事業 3-2 操業意欲の向上

- 漁業者の操業意欲の向上のため、漁業用燃油や操業経費の軽減に取り組みます。
- 地域における意欲と能力のある漁業者を中心となる担い手として位置付け、地域の水産業の発展のための活動を支援します。

## 基本施策 4 組織運営の再構築（重点）

### 基本事業 4-1 施設設備の更新・再編

- 漁業振興の拠点となる施設の更新・改修について、時代に対応した水産環境を整えるため、施設の効率化・集約化を進めます。
- 漁船の大型化や効率的な修繕に対応可能な上架施設の整備・更新を進めます。
- 漁港漁場の施設整備においては、特に景観（島の北部、浦田海水浴場は「日本の水浴場 88 選」にも選ばれている）に対して配慮しながら、サンゴ礁や海底、地形、潮流などにも大きな影響を与えないように進めます。

### 基本事業 4-2 組織形態の見直し

- 本市の各漁港・港湾について、現在の登録漁船の状況や将来的な利用見込、今後の更新費用も踏まえた上で、今後の施設のあり方について検討を行います。
- 漁協や漁業者、関係機関と協議の上、組織形態の再編を検討していきます。

### 基本事業 4-3 海業の推進

- 市内漁業集落では、高齢化・過疎化が進行し、浜の活力の低下が懸念されます。このため、海や集落における地域資源の価値や魅力を生かし、漁業集落又は観光団体等との連携等により、漁業体験活動や水産加工品の販売、漁業施設の有効活用など、地域のにぎわいや雇用機会の確保、所得向上につながる取組を推進します。

※3 県漁連に設置、県の漁業に関心のある人を対象に研修等を実施し、漁業就業までの支援体制の充実と強化を図る

**基本方針②：**  
**持続可能な水産資源の管理**

**5：資源量・漁場の拡大（重点）**

持続可能な漁業生産を実現するため、魚礁設置や種苗放流等を行い、減少傾向にある水産資源の回復・増大を図ります

**6：環境変化への対応（重点）**

海洋環境の変化に対応するため、沿岸漁場の基盤である藻場の再生の推進や、育てる漁業の導入について検討を行います

**7：漁業被害への対策**

沿岸漁業において深刻化する害魚（サメ類等）の漁業被害対策をはじめ、未利用資源としての有効活用について検討を行います

## 基本方針②：持続可能な水産資源の管理

指標項目	単位	基準値(令和6年度)	目標値(令和17年度)
沿岸漁場設備（魚礁）	地区	10	15
種苗放流	個・尾	88,000	100,000
漁業被害対策	回	7	12

## 基本施策 5 資源量・漁場の拡大（重点）

### 基本事業 5-1 沿岸漁場設備

- さらなる漁場環境の変化が予測され、水揚量が減少する恐れがあることから、増殖礁や魚礁設置による漁場の整備に取り組み、資源量の増大を図ります。
- 魚礁の資源量に関するモニタリングを実施し、調査結果から得られた知見を次の漁場整備に生かします。
- 沿岸へ漁場を整備することにより、将来の漁場の近隣化を図り、効率的な漁場へ繋げていきます。

### 基本事業 5-2 水産資源確保

- 本市の周辺海域は黒潮海流に近く好漁場が形成されていますが、海水温上昇や黒潮の大蛇行、藻場消失などの漁場環境の変化等から水揚量が減少しています。
- 地域の重要な水産資源の維持増大を図るため、ナガラメ（トコブシ）の稚貝など種苗放流の活動と放流地点の追跡調査を行います。
- 県で検討を進める、海域特性に応じた適正な放流量、放流場所、放流時期等の検証を参考に、より効果的・効率的な放流手法の実践を目指します。
- 本市は日本有数のモジャコ（ブリの稚魚）生産地であり、その生産額は全体の漁業生産額の大部分を占め今後も、本市水産業の中心を担う漁業であることから、水揚量の確保及び中間育成施設の充実を図りブリ養殖業者への安定供給を推進します。
- 県内においてブリ人工種苗の中間育成の推進が進んでおり、人工種苗に関する情報収集に努めます。

## 基本施策 6 環境変化への対応（重点）

### 基本事業 6-1 藻場の再生

- 藻場は、漁業生産を支える重要な生態系基盤ですが、近年の気候変動や磯焼け等により減少していることから持続可能な漁業生産を実現するため、漁業者・研究機関・行政が一体となって藻場の保全・再生に取り組みます。
- 藻場は、魚の産卵場所や稚魚の生息域になるほか、CO<sub>2</sub>を吸収する性質を持ち、ブルーカーボン（クレジット）としても認証されるため、本市においても、地球温暖化対策として取組を推進します。
- 鹿児島大学と連携し、藻場造成に向けた研究・試験を継続します。
- 鹿児島県では、海域の環境条件に適した藻場造成手法や、食害防除技術等の開発が進んでいることから、取組の情報を収集し、藻場造成を推進します。
- 藻場の維持・造成として、海藻への食害被害の低減を図るため、藻場に悪影響を及ぼす食害動物の駆除や追跡調査を行います。
- 藻場の再生の取組の一環として環境に配慮した養殖や、漁業 DX ソリューション導入による生産安定化の取組について検討を行います。

### 基本事業 6-2 育てる漁業の取組

- 近年、獲る漁業から育てる漁業への転換も進む中、本市に適した養殖方法および導入魚種の情報収集を行い、新規養殖業者の誘致等について検討します。

## 基本施策 7 漁業被害への対策

### 基本事業 7-1 漁業被害の軽減

- 漁場の管理・改善として、漁業活動に影響を与える有害水産動植物の対策に取り組みます。
- 一本釣り漁等へのサメ被害軽減のため、漁業団体や関係機関と連携し漁場における対策や実態調査を行います。
- 沿岸漁場の藻場造成に影響を及ぼす魚類等の食圧を軽減するための対策を行います。

### 基本事業 7-2 資源としての活用

- 漁業被害対策で採捕した魚等については、食品加工、非食品加工（肥料・飼料、機能性成分の抽出、バイオマス資源）等の資源として活用を検討します。
- 検討を進める上で、多様な関係者と連携するとともに、試験的な取組や評価を行い、具体的な展開につなげます。

**基本方針③：**  
**魅力的な水産物の供給**

**8：市内消費の促進**

地元で獲れる魅力的な水産資源について、地産地消や食育等の取組を進め、地域住民や観光客等の消費拡大を図ります

**9：流通機能の強化（重点）**

限られた市場規模と輸送制約のある島嶼地域という課題を踏まえた上で、島内外の供給を行うための対策として、市場での安定的な取引や流通機能の強化を進めていきます

**10：水産物販売の拡充（重点）**

水産資源の消費拡大に向け、本市水産物のブランド化の取組や付加価値の高い水産加工品づくりに必要となる設備整備を進め、魚価低迷の改善や利益向上を図ります

**基本方針③：魅力的な水産物の供給**

指標項目	単位	基準値(令和6年度)	目標値(令和17年度)
魚食普及活動	回	2	5 <sup>※4</sup>
鮮魚・活魚の移出	コンテナ数	107	130
新商品の開発	品	—	3

**基本施策 8 市内消費の促進**

**基本事業 8-1 市民の消費拡大**

- 家庭や学校及び地域における魚食普及を推進し、水産物に対する理解を深め、地元水産物の消費拡大を図ります。
- 食生活改善推進委員と連携した地魚料理教室（魚の捌き方教室等）を、小学生とその保護者を対象に、今後も継続して実施します。
- 地域のイベント（はまのかあちゃん・直売会）を継続するとともに、おさかな祭りを開催し、住民に漁業や水産物に触れる機会を提供します。
- 小中学校の学校給食に地魚提供を行い、漁業や水産物への関心を高める取組を推進します。

**基本事業 8-2 観光客等の消費拡大促進**

- 地元の飲食店と連携した地魚フェア等の実施により魅力発信と消費拡大を推進します。
- 種子島観光協会や行政が行う物産展等を活用し、地魚や加工品等のPRを進め、地域のイベント等においても、観光客に対して積極的にPRを行います。
- 島外へ向けた本市水産加工品のPRを推進し、観光客の消費拡大を促進します。

※4 参考：B：浜の活力再生広域プラン P21 （地魚料理教室の参加学校数 R2 年 0 校 →R8 年 3 校）

## 基本施策 9 流通機能の強化（重点）

### 基本事業 9-1 流通の拡大

- 島嶼地域においては、限られた市場規模と輸送時の制約があるため、流通には、独自の戦略が必要です。
- 漁業者間の協業体制の構築やTAC制度等の推進、島内の集出荷体制や島外への流通システムの効率化、予約販売システムの強化や加工による供給体制の強化など流通の拡大を推進します。
- 安定的な水揚げの対策として、漁業者が水産物を市場に出荷する際の負担軽減を図ります。

### 基本事業 9-2 島外販路の確保

- 島外へ出荷する際の海上運賃について、支援を継続して実施します。
- 島外での消費拡大の取組を強化するため、島外の地魚販売については、県漁連や水産加工販売業者と協力し島外の消費地での販促フェアや、「かごしまのさかな」ブランド認定魚等の新たな物流ルートを活用し、販路拡大を図ります。
- 地魚や加工品について、関連団体と連携しながら、地魚や漁業に関する情報についてSNSやふるさと納税等を活用します。また、ホームページでのネット販売機能を強化し、定期的に利用できるサブスク（サブスクリプション：定額制のサービス提供）等による販路拡大を目指します。

## 基本施策 10 水産物販売の拡充（重点）

### 基本事業 10-1 鮮度・衛生管理の強化

- 漁獲水産物の流通販路拡大には高度な鮮度保持技術が必要です。そのための技術や機器（神経縛め、ウルトラファインパブル等）を整備し、鮮度保持技術の導入を支援します。また、新たな冷凍技術を活用し、高鮮度の魚介類の流通を促進することで、利益の向上を図ります。
- 地域水産物の安定的な流通体制の構築のため、製氷冷蔵等の水産流通施設の整備を計画的に実施します。さらに、水産物の品質を保つため、衛生管理機能の向上を検討します。

### 基本事業 10-2 水産加工の充実

- 高鮮度で付加価値の高い加工品の開発に取り組むために、新たな加工機材の整備を図ります。
- 高鮮度の急速冷凍加工品づくり（カンパチ、キビナゴ、スマ、トビウオ等）に必要となる加工機材を導入するための支援を行います。
- 漁協や漁業加工業者等と連携し、加工品開発の体制構築について検討を行います。

### 基本事業 10-3 新たなブランドの確立

- 鮮魚・活魚は市場のニーズに対応し、ショウブ（フエダイ）、キビナゴ等の地魚のブランド化に取り組み、魚価の向上と消費拡大を図ります。
- 水産加工品は漁業関係者や水産加工販売業者・行政・研究機関の連携による水産加工品の新商品開発（急速冷凍加工品など）を推進し、地魚の魅力発信を図ります。
- トビウオ、キビナゴ等については、近年の消費実態に対応した加工品の開発や新たな食べ方の普及を行うことにより、付加価値向上と消費拡大を図ります。

## 4.4 リーディングプロジェクト

---

リーディングプロジェクトとは、基本理念（未来に向けて「好転する水産」～夢膨らむ持続可能な水産業を目指して～）の実現に向けて、水産振興計画の全体をリードする（先導する）誘導的なプロジェクトです。

具体的には、基本理念を実現していくうえで、重点施策において優先的かつ重点的に取り組む必要がある課題を抽出し、これらの課題を解決するため施策を横断的に関連付け、相乗的な効果が発揮できるように検討していくものです。今後は、行政・漁協・関係機関が協働して推進し、その実現を目指していきます。

## 5章.ロードマップと推進体制

本振興計画の実現に向けて、適切な実施期間の計画や、行政や漁業者、関連団体、市民等が連携・協議しながら、水産業振興に取り組んでいくことが重要です。そこで、各基本事業におけるロードマップ（短期・中期・長期）と、推進体制として実施主体を以下のように示します。

基本事業	ロードマップ			実施主体			
	短期 (1~3年)	中期 (4~6年)	長期 (7~10年)	行政	漁協・ 漁業者	関連 団体	市民
1-1 水産業の魅力発信・体験				●	●	○	○
2-1 研修等育成活動の推進				●	●	○	
2-2 受入環境の整備・構築				●	●		
3-1 漁業のスマート化				○	●	○	
3-2 操業意欲の向上				○	●		
4-1 施設設備の更新・再編				○	●		
4-2 組織形態の見直し				○	●		
4-3 海業の推進				○	○	●	○
5-1 沿岸漁場整備				○	●		
5-2 水産資源確保				○	●	○	
6-1 藻場の再生				●	●	●	
6-2 育てる漁業の取組				●	●	○	
7-1 漁業被害の軽減				○	●	●	
7-2 資源としての活用				○	●	○	○
8-1 市民の消費拡大				●	●	●	○
8-2 観光客等の消費拡大推進				●	●	●	
9-1 流通の拡大				○	●	○	
9-2 島外販路の確保				○	●	○	
10-1 鮮度・衛生管理の強化				○	●		
10-2 水産加工の充実				○	●	○	
10-3 新たなブランドの確立				○	●	○	○